

---

---

# 伊東市一般廃棄物処理基本計画

---

---

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月



伊 東 市



# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1－1 計画策定の趣旨と目的

自然災害の増加や資源の枯渇などの環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費型の社会経済活動から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが求められています。

国においては、平成12年を「循環型社会元年」と位置づけ、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定し、同法に基づく循環型社会形成基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）」の改正や、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備などを進めています。

近年、人口減少・少子高齢化の進展、東日本大震災以降の大規模災害の頻発化、エネルギー及び循環資源としての廃棄物の役割の見直し、「水銀に関する水俣条約（平成29年8月発効）」の採択など、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化しています。これを受け、国においては、第五次環境基本計画（平成30年4月）及び第四次循環基本計画（平成30年6月）を策定し、社会・経済情勢の変化を踏まえた計画の見直しを行っています。

特に第四次循環基本計画では、これまでの適正処理とともに、ライフサイクル全体での資源循環システムの構築や、市民と事業者と連携した地域循環の仕組みづくりが求められています。

一方、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、掲げられた持続可能な世界を実現するための17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。17のゴールのうち「6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」、「12 持続可能な生産消費形態を確保する」の分野は、特に本計画との親和性が高く、施策の展開により、世界が目指す社会の実現につなげていきます。

廃掃法（第6条第1項）では、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めることとされています。本市では、平成28年3月に一層の効率的かつ効果的な一般廃棄物処理対策を推進するため、「伊東市ごみ処理基本計画」と「伊東市生活排水処理基本計画」の両計画を統合し、新たに「伊東市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定して、ごみ処理事業等に取り組んできました。このたび、前述の国の新たな方針や、SDGs の目標を踏まえ、前計画を見直し、本市の新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定することとしました。

なお、ごみ処理基本計画では、ごみの発生・処理状況や社会経済動向を把握し、将来のごみ発生量を予測した上で、本市に適したごみ処理システムのあり方を検討し、また、生活排水処理基本計画では、生活排水処理に係る本市の状況を把握し、将来の生活排水処理量を予測した上で、生活排水処理に係る基本理念、達成目標及び生活排水処理施設の整備に関する基本方針を示しております。

本計画は、行政運営の総合的な指針となる「第五次伊東市総合計画第十一次基本計画」

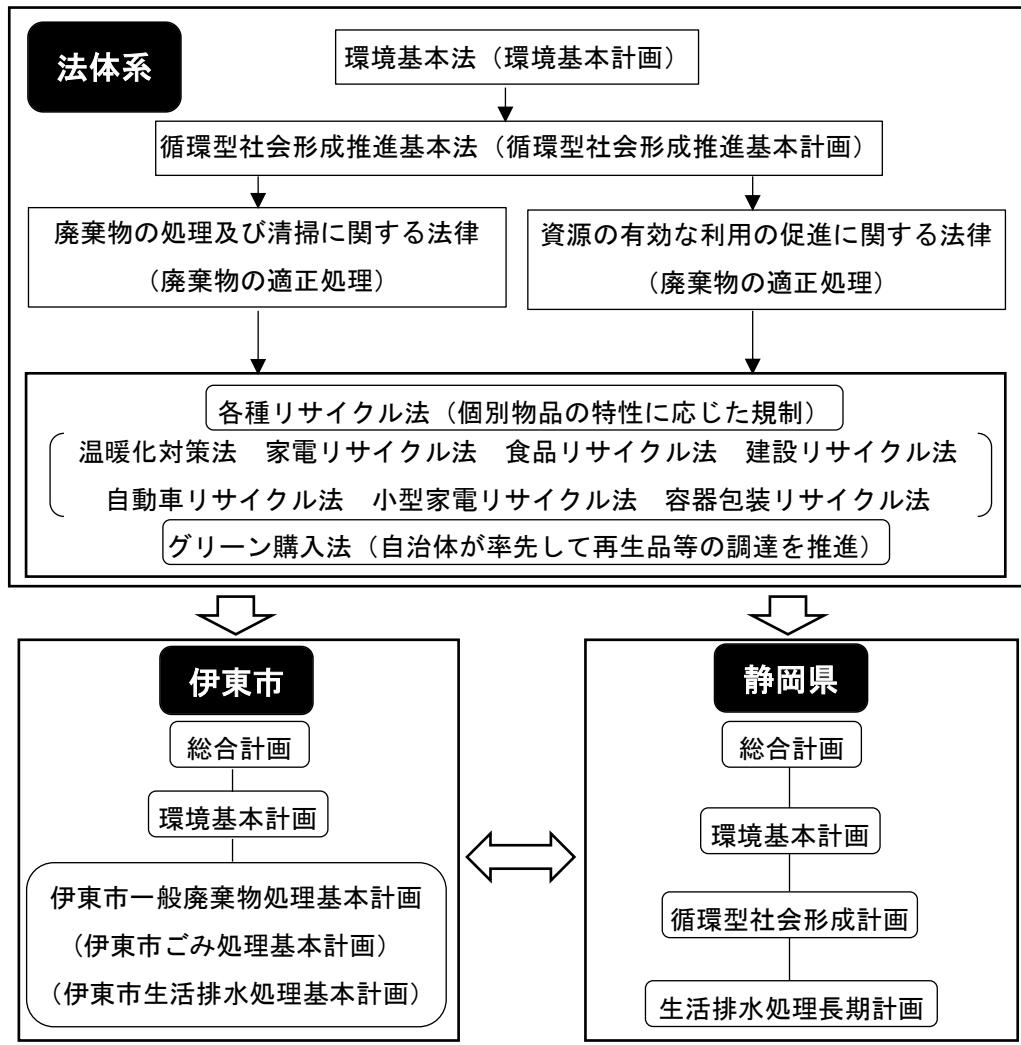
に沿ったものであり、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

## 1－2 計画の位置づけ

本計画は、廃掃法第6条第1項及び「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成14年伊東市条例第36号）」第8条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、廃掃法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画等と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけております。

計画等の体系は図1－1に示すとおりです。



計画等の体系（図1－1）

## 1－3 計画目標年次

計画期間を令和3年度からの10か年とし、令和12年度を計画目標年次とします。

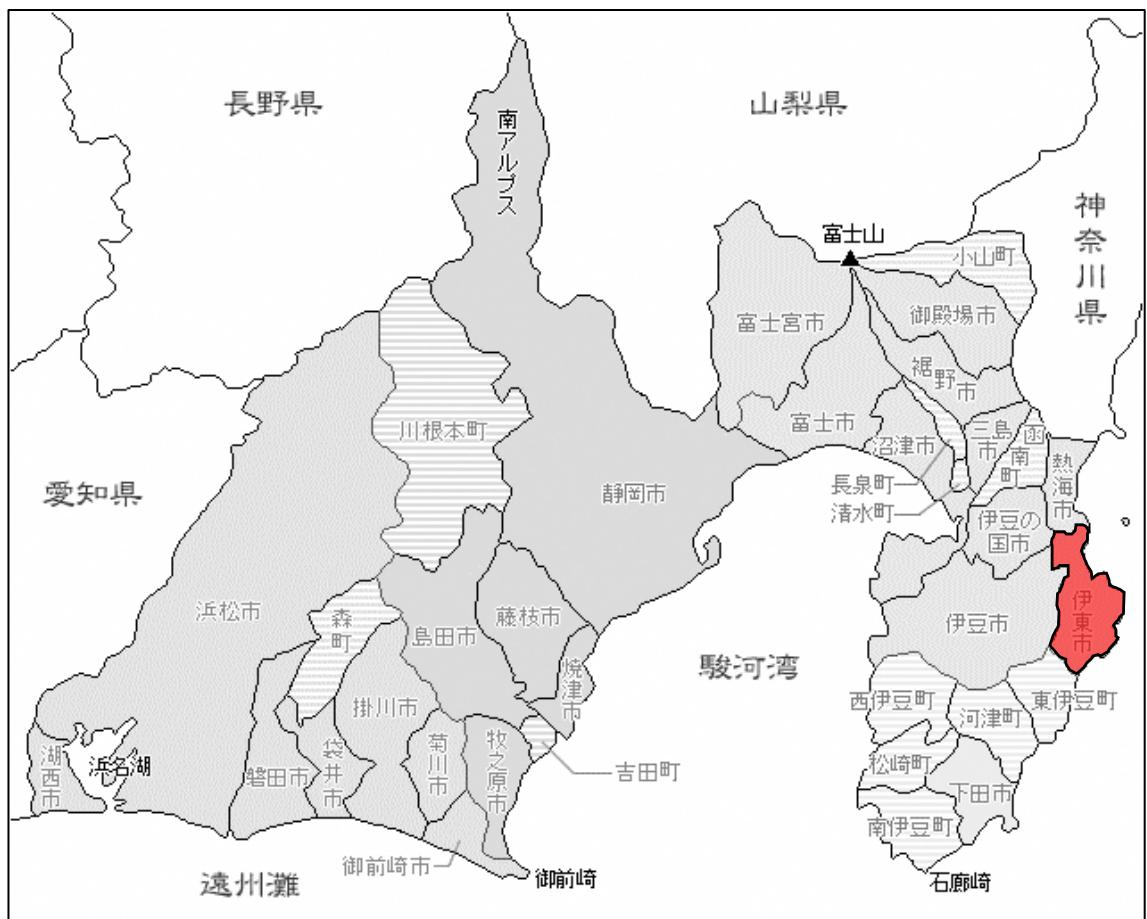
## 第2章 伊東市の概要

### 2-1 地勢・位置・面積

本市は、静岡県の最東端、伊豆半島の東に位置し、市域の44.7%が「富士箱根伊豆国立公園区域」に指定される風光明媚な地域であり、東は相模灘に面し、北は熱海市、西は伊豆の国市、伊豆市、南は賀茂郡東伊豆町に接しています。市域は、東西10.45km、南北20.45kmと南北に長く、海岸線はおよそ40kmに及んでおり、面積は124.10km<sup>2</sup>で県下23市のうち13番目の広さです。

また、全国有数の湧出量を誇る温泉地である本市は、伊東八景等の地域資源に恵まれ、その雄大な自然は四季折々の色鮮やかな彩りを見せるなど、私たちの暮らしに潤いと安らぎを与えています。

本市の位置は図2-1に示すとおりです。



位置図（図2-1）

## 2-2 人口動態

伊東市の人口は、平成27年度末では、35,246世帯、71,033人、1世帯当たりの世帯人員は2.02人でしたが、令和元年度末では、35,390世帯、68,150人、世帯人員1.93人となり、世帯数はほぼ横ばいであるのに対し、1世帯当たりの世帯人員が減少する傾向を示しております。

年齢構成をみると年少人口（0～14歳）は、平成27年度国勢調査では9.99%、令和2年3月31日住基台帳では、8.48%と低下傾向となっています。

また、老人人口（65歳以上）は、平成27年度国勢調査では39.16%、令和2年3月31日住民基本台帳では、42.32%と全体の4割を超え、高齢化の動きが顕著となっています。

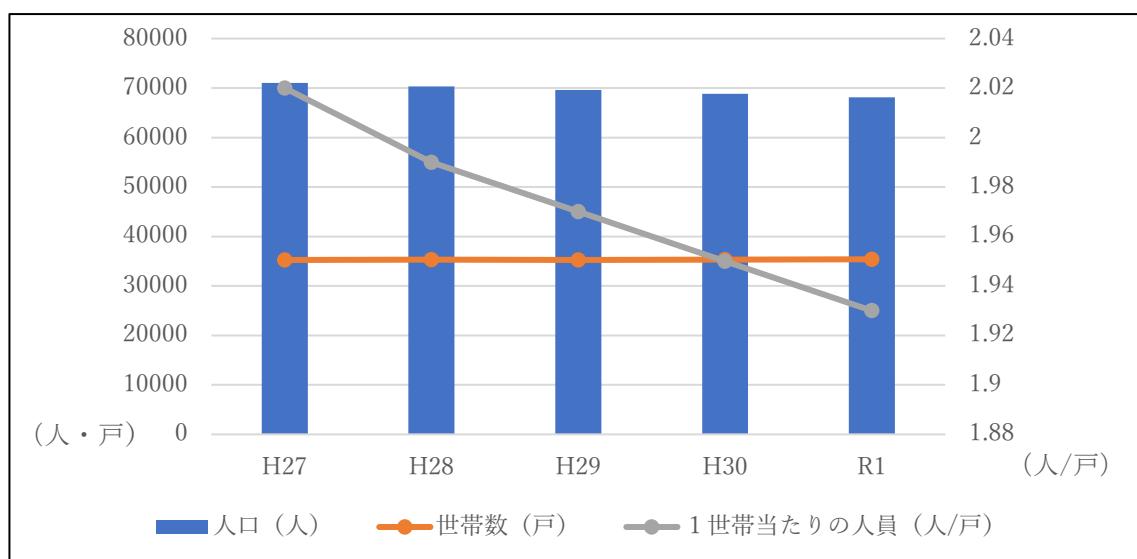
総務省統計局が発表している年齢3区分別人口及び割合（2018年）によると65歳以上の割合は28.1%となっており、本市の高齢化率が10ポイント以上高い結果となっています。

人口及び世帯数の推移並びに5歳階級別人口については、表2-1、図2-2及び表2-2に示すとおりです。

表2-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口（人）	世帯数（戸）	1世帯当たりの人員（人／戸）
H27	71,033	35,246	2.02
H28	70,345	35,308	1.99
H29	69,597	35,285	1.97
H30	68,861	35,292	1.95
R1	68,150	35,390	1.93

（資料：住民基本台帳、人口、世帯数は各年度末（3/31時点））



人口及び世帯数の推移（図2-2）

表2－2 5歳階級別人口

年齢区分	令和元年度 (人)	平成27年度 (人)	増減 (人)	構成比 (%)	
	(R2.3.31住基台帳)	国勢調査		令和元年度	平成27年度
0～4歳	1,467	1,851	△384	2.15	2.71
5～9歳	1,978	2,285	△307	2.90	3.34
10～14歳	2,339	2,693	△354	3.43	3.94
15～19歳	2,636	2,498	138	3.87	3.65
20～24歳	2,246	1,789	457	3.30	2.62
25～29歳	2,002	2,041	△39	2.94	2.99
30～34歳	2,268	2,473	△205	3.33	3.62
35～39歳	2,634	3,131	△497	3.86	4.58
40～44歳	3,494	4,499	△1,005	5.13	6.58
45～49歳	4,833	4,446	387	7.09	6.51
50～54歳	4,713	3,915	798	6.92	5.73
55～59歳	4,280	3,974	306	6.28	5.81
60～64歳	4,416	5,083	△667	6.48	7.44
65歳以上	28,844	26,762	2,082	42.32	39.16
不詳	0	905	△905	0.00	1.32
総数	68,150	68,345	△195	100.00	100.00

(平成27年国勢調査、令和2年住民基本台帳)

### 2－3 産業の動向

本市の産業別就業者数は、平成27年の国勢調査によると、第1次産業が789人(2.56%)、第2次産業が3,966人(12.86%)、第3次産業が24,762人(80.30%)となっており、静岡県と比較すると建設業、製造業などの第2次産業の比率が低く、サービス業をはじめとした第3次産業の比率が高くなっています。

平成17年から平成27年にかけて全ての産業形態において就業者数が減少傾向にありますが、分類不能の産業とされるその他の産業が増加傾向にあります。

産業別事業所数においては、平成24年と平成28年を比較すると、多くの区分で減少が見られるものの、医療、福祉の区分については、事業者数、従業者数とともに増加傾向となっています。

産業別就業者数等の推移については表2－3、図2－3及び図2－4に、産業別事業所数の推移は表2－4に示すとおりです。

表2-3 産業別就業者数の推移

(単位：上段・人、下段・%)

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	伊東市	静岡県	伊東市	静岡県	伊東市	静岡県
就業者数	34,081 100.00	1,991,031 100.00	32,277 100.00	1,897,194 100.00	30,836 100.00	1,865,154 100.00
第1次産業	891 2.62	95,074 4.77	810 2.51	77,478 4.08	789 2.56	70,905 3.80
第2次産業	5,604 16.44	685,291 34.42	4,312 13.36	623,180 32.85	3,966 12.86	600,751 32.21
第3次産業	27,354 80.26	1,191,543 59.85	26,207 81.19	1,147,043 60.46	24,762 80.30	1,136,779 60.95
その他	232 0.68	19,123 0.96	948 2.94	49,493 2.61	1,319 4.28	56,719 3.04

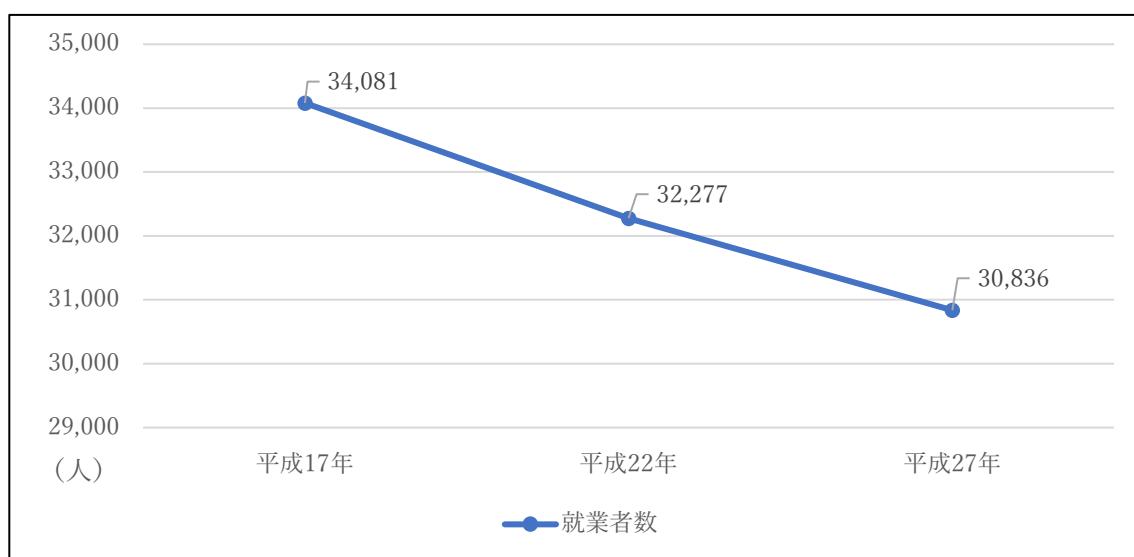
(平成17年、平成22年、平成27年国勢調査)

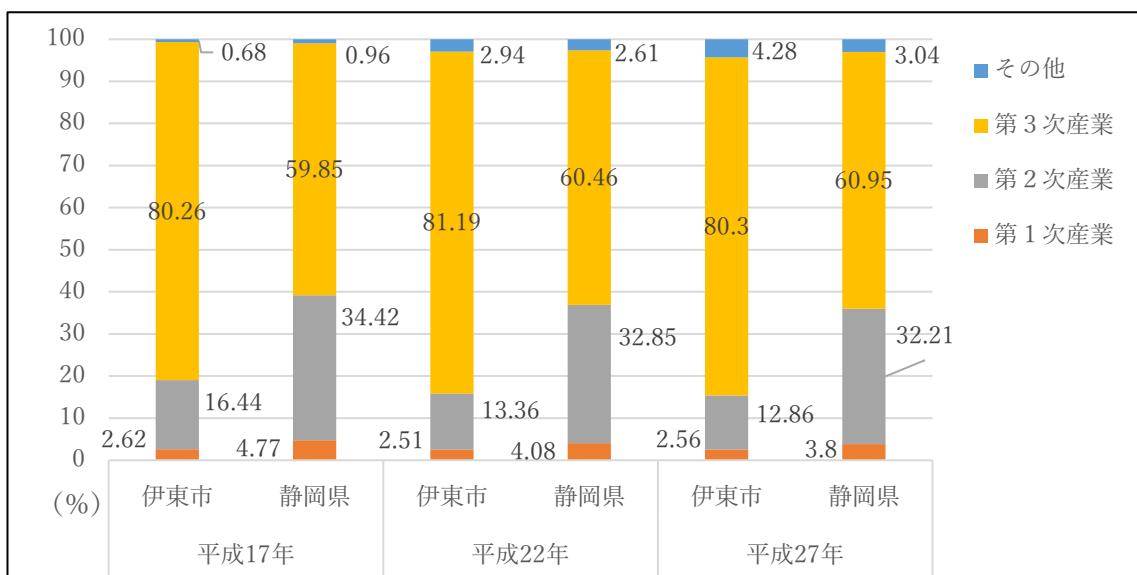
※ 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

その他の他：分類不能の産業





産業別就業者割合の推移（図2-4）

表2-4 産業別事業所数の推移

区分	平成24年		平成28年	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
産業大分類				
総数	4,471	28,909	4,295	27,919
農業、林業	7	33	13	71
漁業	1	15	1	10
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	474	2,689	423	1,922
製造業	175	1,132	154	898
電気・ガス・熱供給・水道業	6	187	8	233
情報通信業	22	102	23	168
運輸業、郵便業	48	1,094	52	1,314
卸売業、小売業	1,096	6,127	1,028	5,859
金融業、保険業	57	550	48	455
不動産業、物品賃貸業	395	1,123	352	1,089
学術研究、専門・技術サービス業	110	407	111	351
宿泊業、飲食サービス業	1,074	7,099	1,018	6,894
生活関連サービス業、娯楽業	409	2,077	399	1,714
教育、学習支援業	128	409	132	507
医療、福祉	236	3,255	286	4,296
複合サービス事業	23	248	27	429
サービス業（他に分類されるものを除く）	209	2,328	220	1,709
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	—	—

（平成24年、平成28年経済センサス活動調査）

## 2-4 観光の動向

本市は、全国有数の温泉湧出量を誇る温泉観光地であるとともに、大室山や城ヶ崎海岸、一碧湖等、豊かな自然に囲まれ、花の名所も多く存在しています。また、南部地区には、おしゃれなペンション、カフェや美術館等の文化施設も集積しています。目指すべき市の将来像「出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いとう」に照らして、これらの資源を俯瞰してみると、ゆったりとした時間の中で癒しの空間を提供していく観光素材が多く、本市の強みを生かした観光振興の方向性としては、首都圏等にない豊かな自然の中で、「日々の疲れやストレスを心身ともに癒せるまち」を目指すことが妥当であると考えられます。本市は、これまでにも健康や癒しをテーマにした健康保養地づくり事業を推進してきた実績があり、この方向を具現化する上で、その蓄積を生かしていくことが可能です。

そこで、ゆとり、快適、癒し、ストレス発散、休養、息抜き、リフレッシュ、くつろぎ、やすらぎ等、本市を訪れる観光客が得られる便益、体験価値を「リラックス」という言葉に集約し、「リラックスできるまち・いとう」を観光地としてのブランド価値形成のビジョンとして掲げ、市民の理解、参加を促進するとともに、観光・宿泊関連団体や事業者等の関係者がその理念を共有することで、一体となって観光まちづくりを推進することを目指しています。

観光客入込数の推移は、表2-5及び図2-5に示すとおりです。

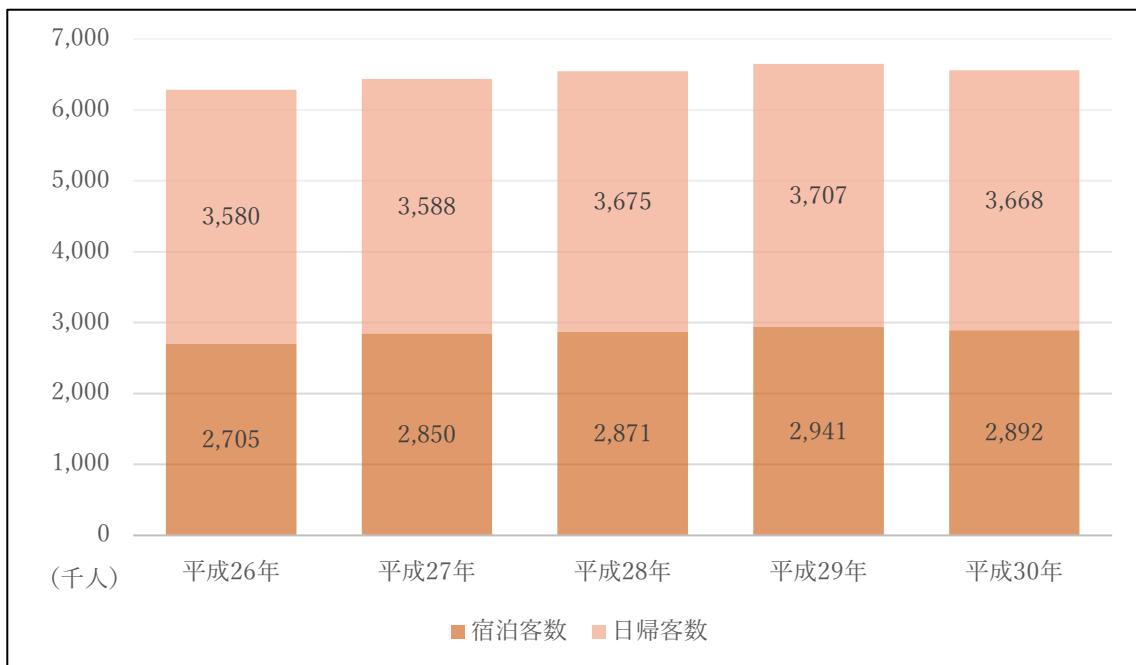
(参考：第3次伊東市観光基本計画リラックスできるまち・いとうより)

表2-5 観光客入込数の推移

(単位：千人)

年	宿泊客数	日帰客数	総数
平成26年	2,705	3,580	6,285
平成27年	2,850	3,588	6,438
平成28年	2,871	3,675	6,546
平成29年	2,941	3,707	6,648
平成30年	2,892	3,668	6,560

(伊東市統計書)



観光客入込数の推移（図2－5）

## 2－5 土地利用

本市の土地地目別面積（有租地）は、畑、山林、原野が減少傾向であり、宅地が増加傾向を示していますが、全体としては、やや減少傾向となっております。

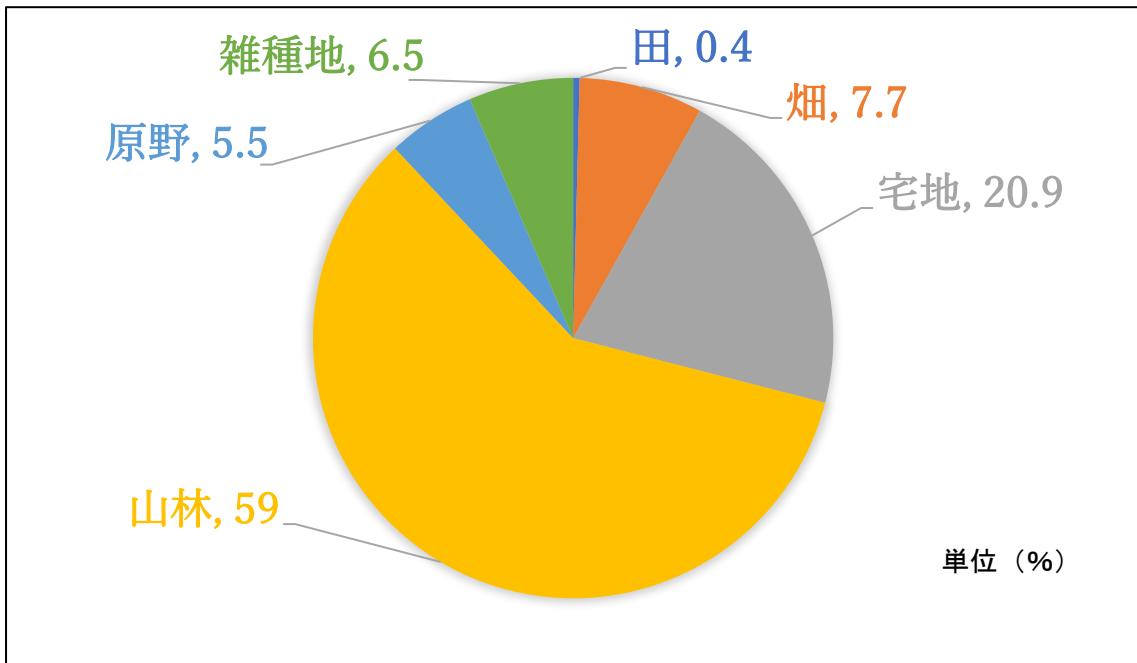
土地地目別面積の推移は表2－6に、平成30年の土地地目別面積割合は、図2－6に示すとおりです。

表2－6 土地地目別面積の推移（有租地）

（単位：千m<sup>2</sup>）

年	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	合計
平成26年	353	7,688	20,348	58,100	5,471	6,378	98,338
平成27年	352	7,672	20,408	58,052	5,435	6,281	98,200
平成28年	352	7,635	20,422	58,027	5,433	6,315	98,184
平成29年	352	7,596	20,443	57,918	5,403	6,391	98,103
平成30年	352	7,563	20,493	57,891	5,398	6,390	98,087

（伊東市統計書）



平成30年 土地地目別面積割合（図2-6）

## 第3章 ごみ処理事業の現状と課題

### 3-1 ごみ処理のあゆみ

本市のごみ処理事業は、昭和10年に市街地のごみ収集を開始し、その後、昭和29年に「伊東市清掃条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を定め、ごみを適正に処理することに取り組んできました。特に収集業務においては、昭和37年のステーション方式による定時収集の実施により、収集区域の拡大を図るとともに、昭和47年にはそれまでの伊東市清掃条例を廃止し、「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年伊東市条例第17号）」を定め、本市における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上に努めてきました。その後、新たな施策として、昭和54年には、資源ごみの集団回収事業、昭和59年には不燃ごみの4種分別（びん、カン、金属、埋立）を開始しました。

そのような中、全国的に増加するごみ量に対し、最終処分場のひっ迫や、ごみ焼却に伴うダイオキシン類の発生などの廃棄物問題を背景に、ごみの減量と資源の有効活用の促進を目的として、平成7年6月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）が公布され、平成9年4月からすべての条文が施行されました。

ごみ収集については、この容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみとして、びん、カンのコンテナ収集を平成8年10月から第1地区（宇佐美地区）で試行的に実施しました。その後、各地区でコンテナ収集を開始し、平成12年4月には全市での実施となりました。ペットボトル、トレー、紙パックについては、平成10年6月からスーパー等での店頭回収を開始し、ごみの再資源化に努めてきました。

平成15年4月からは、家庭系可燃ごみの指定袋による収集を開始し、また、古紙の回収日を月1回から2回に増やしました。

平成16年4月からは、事業系可燃ごみについて、10kg当たり20円の処理手数料を徴収することとし、平成18年4月からは10kg当たり40円、平成20年4月からは10kg当たり60円と段階的に改定してきました。

平成20年10月からは、家庭系可燃ごみ及び粗大ごみの有料化、事業系可燃ごみの指定袋制度の導入を実施し、可燃ごみの排出量は大幅に減量されました。

平成27年10月からは、ペットボトルについて、スーパー等での店頭回収を継続しつつ、全市でごみステーションでの収集を開始しました。また、使用済小型家電については、各コミュニティセンターや生涯学習センター等での拠点回収を開始しました。さらに同月から、効率的、効果的なごみ収集業務体制の一環として、第5地区（対島地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合へと委託することにより、人件費の削減を図りつつも質の高いサービスの提供に努めました。

平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業の実証事業としてコミュニティセンター等の市内5か所の公共施設において回収を開始し、平成29年7月には回収施設数を10か所に増やし、本格実施へと移行しました。

平成29年1月からは、玖須美区内31か所のステーションを対象に廃プラスチック容器包装分別収集実証事業を開始し、平成30年1月からは対象ステーション数を31か所

から45か所へ、平成31年4月からは対象ステーション数を45か所から62か所へと拡大しました。

平成30年7月からは、市役所、環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場にて使用済インクカートリッジの拠点回収事業を開始し、同年、古布の拠点回収による再資源化に向けて事業内容を検討するために市内スーパーの協力を得て、特別回収を計3回、延べ7か所で実施しました。

平成31年4月からは、第5地区（対島地区）に引き続き、第4地区（小室地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合に委託し、さらなる収集運搬体制の効率化を図るとともに、同月から現業職員のボトムアップ事業である「ふれあい収集事業」の申込受付を開始し、7月から収集を開始しました。

ごみ処理施設については、昭和10年に鎌田地内に建設したごみ焼却場が稼働し、その後、昭和35年に伊東市御石ヶ沢清掃工場（以下「御石ヶ沢清掃工場」という。）で焼却施設が稼働、同年伊東市御石ヶ沢処分場（最終処分場）で埋め立てを開始し、また、昭和59年には焼却施設である伊東市環境美化センター（以下「環境美化センター」という。）を建設しました。

平成9年3月には、新しい管理型最終処分場として伊東市御石ヶ沢最終処分場（以下「御石ヶ沢最終処分場」という。）が完成するとともに、環境美化センターでは、施設の延命化とダイオキシン類削減対策のため、平成9年度から平成11年度まで基幹的施設整備工事を施工しました。

御石ヶ沢最終処分場の延命化を図るため、平成11年4月から焼却灰の溶融固化処理を民間会社に委託し、建設資材等へのリサイクルを実施するなど、ごみの適正処理に努めてきました。

平成16年10月9日の台風22号により発生した大量の災害ごみについては、市が所有する遊休地を利用して一時保管し、衛生的かつ速やかに適正な処理を実施しました。

平成27年3月には、環境美化センターの更新改良整備工事が完了し、昭和59年から稼働している焼却設備機器一式を更新するとともに、ペットボトル及びプラスチック製容器包装のリサイクル施設を新たに整備しました。

令和元年9月9日の台風15号及び10月12日の台風19号により発生した災害ごみについては、市が所有する遊休地の使用が困難だったことから、御石ヶ沢最終処分場を一時保管の仮置場として使用し、速やかに適正処理を実施しました。

以上のとおり、本市のごみ処理は、事業開始以来、ごみを適正に処理するとともに、ごみの減量、再資源化を推進してきました。今後においても、さらなる減量、再資源化に向けた積極的な施策を実施し、循環型社会の構築を目指していく方針です。

### 3-2 ごみ処理体制

#### 3.2.1 収集・運搬状況

ごみ収集地区は、図3-1に示すとおり、一部の分譲地を除く行政区域全体です。また、収集形態及び収集頻度は、表3-1に示すとおりです。

- 第1地区（宇佐美）
- 第2地区（川西側：湯川、松原、岡、鎌田）
- 第3地区（川東側：新井、玖須美、松原、岡）
- 第4地区（川奈、吉田、荻、十足、玖須美・岡・鎌田の一部）
- 第5地区（富戸、八幡野、池、赤沢）



図3-1 収集地区区割図

表3-1 ごみの収集形態及び収集頻度

(○印は収集日を示す)

区分	収集主体	対象地区	収集頻度							
			曜日	月	火	水	木	金	土	日
もえるごみ	市 (一部の地域について は、委託)	第1地区	○		○			○		
		第2地区	○		○			○		
		第3地区	○		○			○		
		第4地区	○		○			○		
		第5地区	○		○			○		
	許可業者	全域	随時							
	一般搬入		随時							
資源ごみ (びん・カン・金属) もえないごみ	市 (一部の地域について は、委託)	曜日	月	火	水	木	金	土	日	
		第1地区		○						
		第2地区		○						
		第3地区		○						
		第4地区				○				
		第5地区				○				
	許可業者	全域	随時							
	一般搬入		随時							
粗大ごみ	市	全域	予約申込制							

資源ごみ	古紙 新聞 雑誌 ダンボール ペットボトル	市		新聞・雑誌・ダンボール	ペットボトル
			第1地区	第1・第3木曜日	第2・第4木曜日
			第2地区	第2・第4木曜日	第1・第3木曜日
			第3地区	第1・第3木曜日	第2・第4木曜日
			第4地区	第1・第3火曜日	第2・第4火曜日
	ペットボトル トレー 紙パック 使用済小型家電 蛍光管	全域	第5地区	第2・第4火曜日	第1・第3火曜日
			店頭等回収(月・水・金)		
			公共施設等隨時回収		

(令和2年度伊東市ごみ・資源カレンダー)

### 3.2.2 収集品目・回数・収集方法・処理・処分

#### 1 家庭系の一般ごみ

##### (1) 収集品目及び回数(回/週)

ア もえるごみ

週3回(月曜日・水曜日・金曜日)

イ もえないごみ(われもの類・乾電池)

年6~7回(火曜日(第1~3地区)・木曜日(第4、5地区))

ウ (3) 資源ごみ(びん、カン、金属、古紙、ペットボトル等)

週2回(第1~3地区)(びん、カン、金属=火曜日)

(古紙、ペットボトル=木曜日)

(第4、5地区)(びん、カン、金属=木曜日)

(古紙、ペットボトル=火曜日)

##### (2) 収集方法

ア ステーション方式

イ 自己搬入方式

##### (3) 処理及び処分

ア もえるごみ

伊東市環境美化センターにて焼却処理

イ もえないごみ(われもの類・乾電池)

われもの類は、御石ヶ沢最終処分場に埋立処分

乾電池は、御石ヶ沢最終処分場ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

ウ 資源ごみ(びん)

御石ヶ沢清掃工場にて手選別により異物除去、カレットストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

エ 資源ごみ(カン)

御石ヶ沢清掃工場にて選別機でスチール、アルミに選別、それぞれ圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却

オ 資源ごみ（金属）

御石ヶ沢清掃工場にて金属ごみを選別し、金属くず（鉄くず、アルミくず等）と小型家電製品等に分け、金属くずは圧縮及び成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、売却。小型家電製品等は、ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

カ 資源ごみ（古紙）

ステーションから回収後、指定法人へ引渡し

キ ペットボトル

伊東市環境美化センターにて手選別により異物除去、圧縮梱包機により成型された後、成型品ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

(4) その他のごみ処理について

ア 使用済小型家電について

① 収集方法

拠点回収（市内 11 施設、12 か所）

回収ボックス設置施設	
伊東市役所 1 階ホール	伊東ふれあいセンター
伊東市役所 2 階環境課	生涯学習センター中央会館
宇佐美コミュニティセンター	生涯学習センターひぐらし会館
小室コミュニティセンター	生涯学習センター荻会館
富戸コミュニティセンター	生涯学習センター池会館
八幡野コミュニティセンター	生涯学習センター赤沢会館

① 処理及び処分

御石ヶ沢清掃工場ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

イ 蛍光管について

① 収集方法

拠点回収（市内 10 施設、10 か所）

回収ボックス設置施設	
伊東市役所 1 階ホール	伊東ふれあいセンター
宇佐美コミュニティセンター	生涯学習センター中央会館
小室コミュニティセンター	生涯学習センター荻会館
富戸コミュニティセンター	生涯学習センター池会館
八幡野コミュニティセンター	生涯学習センター赤沢会館

① 処理及び処分

御石ヶ沢最終処分場にて手選別により、直管型、丸型、電球型に選別、ストックヤードにて保管後、指定法人へ引渡し

ウ 粗大ごみについて

① 回収方法

戸別収集方式

ステーション方式

① 回収及び処分

専用ダイヤルによる事前申込制により回収予約をされた方から順次職員が訪問し、戸別回収する。申込者の任意により自宅ないしはごみステーションのどちらかが選択可能。また、粗大ごみを指定の場所まで運び出すことが困難な方に対しては、一定の条件を満たせば屋内からの運び出しを支援している。可燃粗大ごみについては、伊東市環境美化センターにて破碎処理後、焼却処理を行い、不燃粗大ごみについては、御石ヶ沢清掃工場にて分解等処理後、分別処理を行う。

エ 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）について

① 収集方法

家電4品目は、市では収集も処分も行わない。

② 処理及び処分

（買い替えをする場合）

新しい商品の購入店舗に引取義務があるため、購入する店舗に処理依頼（処分のみをする場合）

商品を販売した店舗に引取義務があるため、購入した店舗に処理依頼。購入した店舗が不明の場合の処分は、次のとおり。

あ 排出する家電の製造メーカーや大きさを確認していただき、郵便局で家電リサイクル券を購入する。

い 購入後、指定引取所へ自己搬入する。（いが困難な場合は、うへ）

う 伊東市の一般廃棄物収集運搬の許可を持った業者に指定引取所への搬入を依頼

オ 古布類等について

① 収集方法

あ 市内スーパー等の店舗敷地内にて、特別回収

い 公立幼稚園及び保育園にて、拠点回収

② 処理及び処分

環境課職員による手選別により、リサイクル可能な古布類のみを選別し、民間業者へ引渡し

## 2 事業系の一般ごみ

(1) 収集品目及び回数

収集品目は家庭系の一般ごみと同じ（回数は事業所ごとに異なる。）

(2) 収集方法

ア 自己搬入方式

イ 許可業者運搬方式

(3) 処理及び処分

家庭系の一般ごみと同じ

### 3.2.3 中間処理状況

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るもので、処理の過程でも再生利用や熱回収を推進することにより、循環型都市の創造を目指し、地球温暖化の防止にも貢献していきます。

環境美化センターでは、可燃ごみや可燃粗大ごみを焼却処理後、焼却灰の溶融固化処理委託により溶融され、無害化された溶融スラグは道路舗装の路盤材などに利用されており、100%再資源化に努めています。施設の概要は表3-2に示すとおりです。

御石ヶ沢清掃工場では、不燃ごみや不燃粗大ごみを破碎、選別、圧縮処理などの様々な処理方法により、その後の処理が効率良く再資源化できるよう努めています。施設の概要は表3-3に示すとおりです。

表3-2 伊東市環境美化センターの概要

名 称	伊東市環境美化センター
所 在 地	伊東市鎌田字阿原ヶ沢1297番地91
竣 工 年 月	昭和59年10月
処 理 能 力 (平成27年3月更新改良完了)	堅型ストーカ方式焼却炉（全連続焼却式） 142 t / 24h (71 t / 24h × 2炉) 破碎設備：6 t / 5h プラスチック製容器包装、ペットボトル圧縮梱包機 5.5 t / 5h
主 要 設 備	受入供給設備、焼却設備、焼却ガス冷却設備、 排ガス処理設備、灰出設備、排水処理設備、 給排水設備、電気計装設備

表3-3 伊東市御石ヶ沢清掃工場の概要

名 称	伊東市御石ヶ沢清掃工場
所 在 地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596番地4
竣 工 年 月	平成6年3月
処 理 能 力	破碎設備：25 t / 5h 金属プレス機設備：7.08 t / 5h 金属プレス機設備：8.23 t / 5h

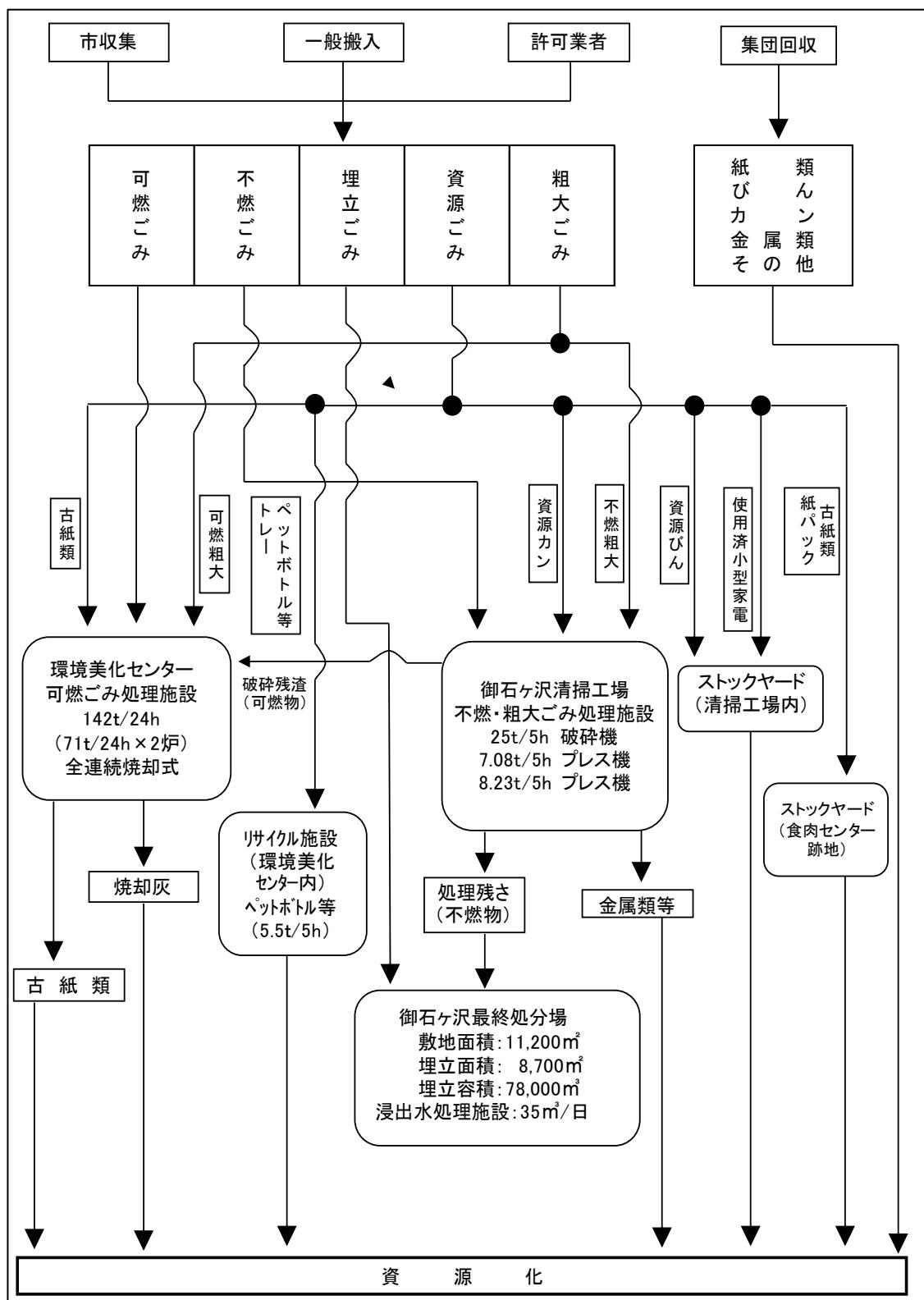
### 3.2.4 最終処分状況

破碎残さ及び埋立ごみは、御石ヶ沢最終処分場にて埋立処分を行っています。焼却灰の処理については、平成11年4月から民間の溶融固化施設へ委託したことにより、最終処分場の延命が図られました。施設の概要は表3-4に示すとおりです。

表3-4 伊東市御石ヶ沢最終処分場の概要

名 称	伊東市御石ヶ沢最終処分場
所 在 地	伊東市宇佐美字御石ヶ沢3596番地4
竣 工 年 月	平成9年3月
埋 立 面 積	8,700 m <sup>2</sup>
埋 立 容 積	78,000 m <sup>3</sup>
埋 立 対 象 物	破碎残さ、埋立ごみ等
埋 立 方 式	セル方式（1日の搬入ごみをその日のうちに覆土し転圧する方式）
浸 出 水 处 理 施 設	35 m <sup>3</sup> /日 (Ca沈殿処理→生物処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理→活性炭吸着→消毒処理→放流)

3-3 ごみ処理フローチャート



### 3-4 ごみ排出量

#### 3.4.1 種類別排出量及びごみの収集形態

種類別ごみ量の推移及び収集形態別ごみ量の推移は、表3-5、図3-2及び図3-3に示すとおりです。

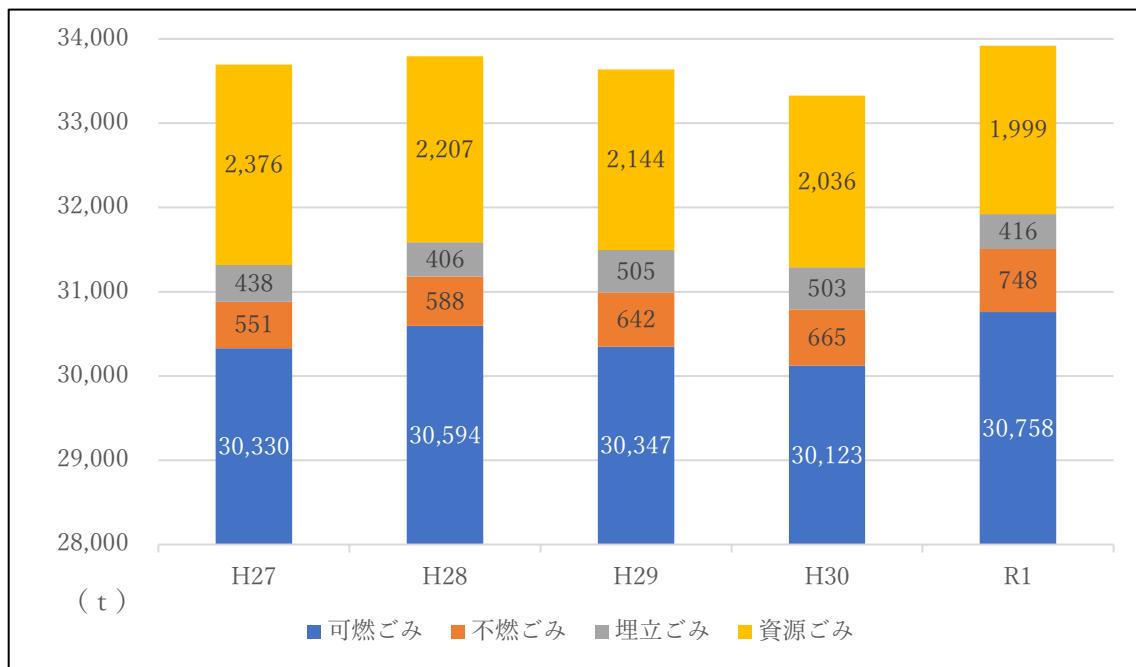
ごみの総排出量については、平成27年度からの5年間を見ると、多少の増減はあるものの約33,000トン台で推移しておりますが、収集形態別ごみ量でみると、平成27年10月から開始した第5地区（対島地区）及び平成31年4月から開始した第4地区（小室地区）の家庭ごみ収集運搬事業を一般廃棄物協同組合へ委託したことにより、市収集の回収量が平成27年度と令和元年度を比較すると約半数に減少し、許可業者の回収量が増加に転じております。

また、令和元年7月から、家庭ごみをごみステーションに運び出すことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に実施しているふれあい収集事業は、伊東市全域を収集エリアとして実施しておりますが、下表の市収集に含まれています。

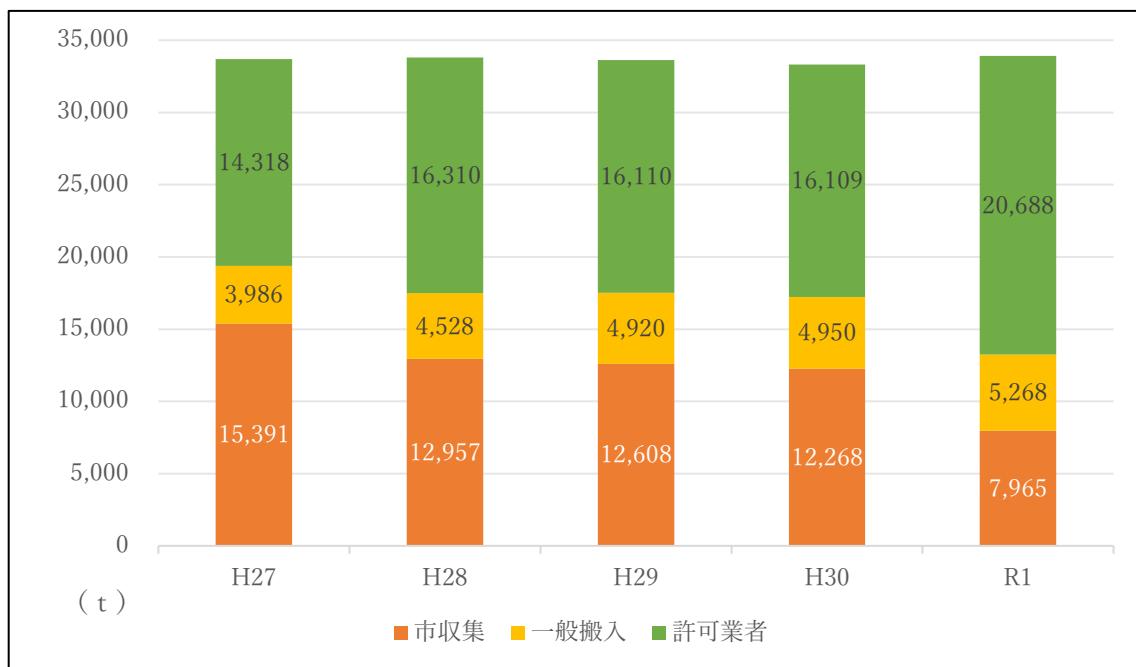
表3-5 収集形態別ごみ量の推移（年度） (単位: t)

種別	H27	H28	H29	H30	R1
市収集	可燃ごみ	13,257	11,108	10,819	10,551
	不燃ごみ	274	250	269	264
	埋立ごみ	169	124	118	115
	資源ごみ	1,691	1,475	1,402	1,338
	計	15,391	12,957	12,608	12,268
一般搬入	可燃ごみ	3,592	4,122	4,387	4,425
	不燃ごみ	214	233	263	286
	埋立ごみ	97	96	192	166
	資源ごみ	83	77	78	73
	計	3,986	4,528	4,920	4,950
許可業者	可燃ごみ	13,481	15,364	15,141	15,147
	不燃ごみ	63	105	110	115
	埋立ごみ	172	186	195	222
	資源ごみ	602	655	664	625
	計	14,318	16,310	16,110	16,109
総合計	可燃ごみ	30,330	30,594	30,347	30,123
	不燃ごみ	551	588	642	665
	埋立ごみ	438	406	505	503
	資源ごみ	2,376	2,207	2,144	2,036
	計	33,695	33,795	33,638	33,327

※埋立ごみとは、われもの類のことを指す。



種類別ごみ量の推移（図3-2）



収集形態別ごみ量の推移（図3-3）

### 3.4.2 可燃ごみ

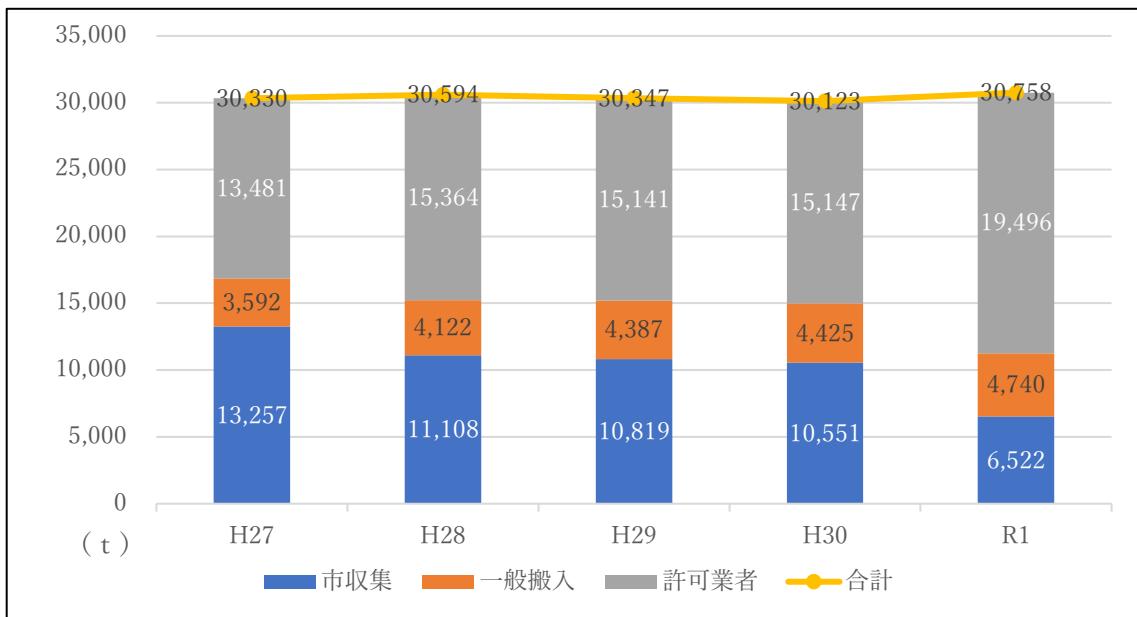
可燃ごみ量の推移は、表3-6及び図3-4に示すとおりです。

可燃ごみの総排出量は、過去5年間ほぼ横ばいで推移していますが、一般搬入が年々増加傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると、約1,100トン増加しております。

表3-6 可燃ごみ量の推移（年度）

(単位: t)

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	一般可燃	13,134	11,007	10,714	10,446	6,370
	可燃粗大	29	29	32	32	39
	計	13,163	11,036	10,746	10,478	6,409
	拠 点	94	72	73	73	113
	計	13,257	11,108	10,819	10,551	6,522
一般搬入	一般可燃	2,147	2,568	2,643	2,707	2,833
	可燃粗大	682	730	827	790	772
	産廃有料	668	720	770	795	806
	無料木くず	1	0	50	43	234
	計	3,498	4,018	4,290	4,335	4,645
	拠 点	94	104	97	90	95
	計	3,592	4,122	4,387	4,425	4,740
許可業者	一般可燃	12,722	14,431	14,295	14,218	18,226
	可燃粗大	695	873	781	843	1,152
	産廃有料	64	60	65	86	118
	計	13,481	15,364	15,141	15,147	19,496
合 計	一般可燃	28,003	28,006	27,652	27,371	27,429
	可燃粗大	1,406	1,632	1,640	1,665	1,963
	産廃有料	732	780	835	881	924
	無料木くず	1	0	50	43	234
	計	30,142	30,418	30,177	29,960	30,550
	拠 点	188	176	170	163	208
	計	30,330	30,594	30,347	30,123	30,758



種別ごと可燃ごみ量の推移（図3-4）

### 3.4.3 不燃ごみ

不燃ごみ量の推移は、表3-7及び図3-5に示すとおりです。

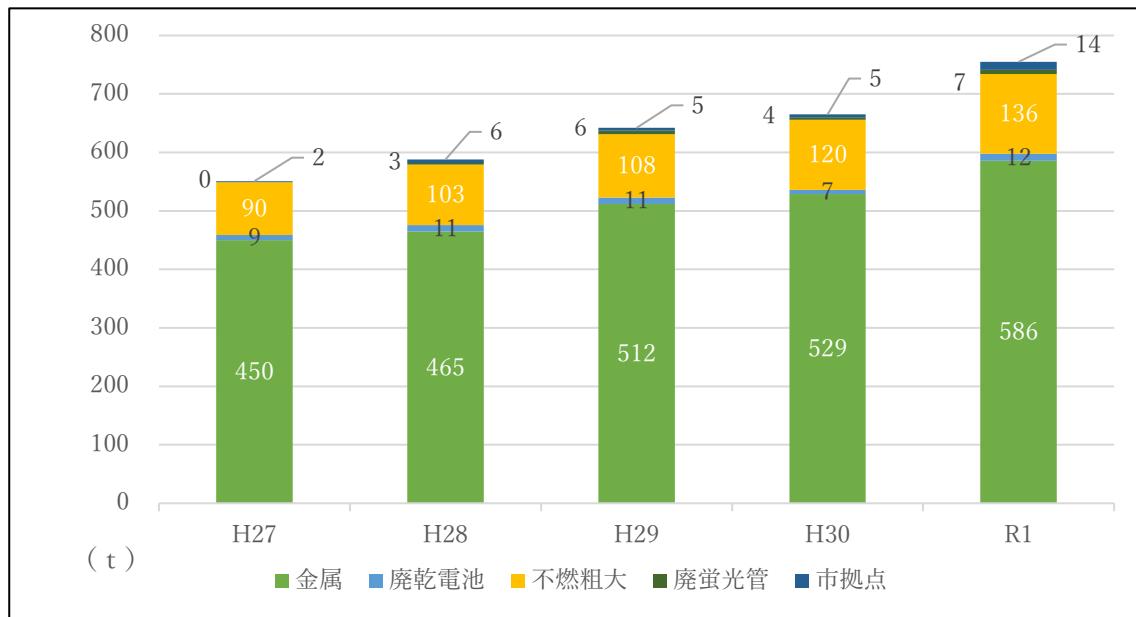
不燃ごみの総排出量は増加傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると、37.0%増加しております。

ごみ種別ごとに見ても、全ての品目において増加傾向にあります。また、平成28年から新たに廃蛍光管の収集を開始し、安定的に回収しております。

表3-7 不燃ごみ量の推移（年度）(単位: t)

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	金 属	249	221	233	233	149
	廃乾電池	6	6	8	5	8
	不燃粗大	17	14	17	17	18
	廃蛍光管	—	3	6	4	7
	計	272	244	264	259	182
	市拠点	2	6	5	5	14
	計	274	250	269	264	196
一般搬入	金 属	142	143	173	184	219
	廃乾電池	0	2	0	0	0
	不燃粗大	72	88	90	102	118
	計	214	233	263	286	337
許可業者	金 屬	59	101	106	112	218
	廃乾電池	3	3	3	2	4
	不燃粗大	1	1	1	1	0
	計	63	105	110	115	222

合 計	金 属	450	465	512	529	586
	廃乾電池	9	11	11	7	12
	不燃粗大	90	103	108	120	136
	廃蛍光管	—	3	6	4	7
	計	549	582	637	660	741
	市拠点	2	6	5	5	14
	計	551	588	642	665	755



種別ごと不燃ごみ量の推移（図3-5）

#### 3.4.4 埋立ごみ

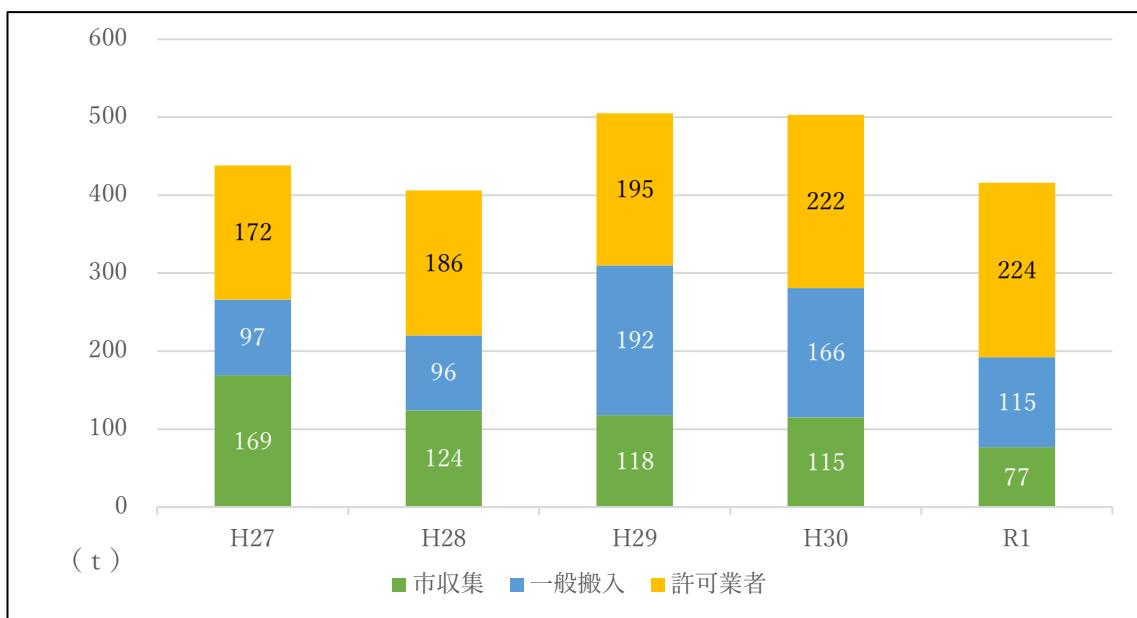
埋立ごみ量の推移は、表3-8及び図3-6に示すとおりです。

埋立ごみの総排出量は年度によって増減があるものの、平成27年度と令和元年度では、ほぼ横ばい状況にあります。

表3-8 埋立ごみ量の推移（年度）

(単位: t)

種 別		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	埋立	168	123	115	114	74
	拠点	1	1	3	1	3
	計	169	124	118	115	77
一般搬入	埋立	97	96	192	166	115
	計	97	96	192	166	115
許可業者	埋立	172	186	195	222	224
	計	172	186	195	222	224
合 計	埋立	437	405	502	502	413
	拠点	1	1	3	1	3
	計	438	406	505	503	416



### 3.4.5 資源ごみ

資源ごみ量の推移は、表3-9及び図3-7に示すとおりです。

資源ごみの総排出量は減少傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると15.9%減少しています。

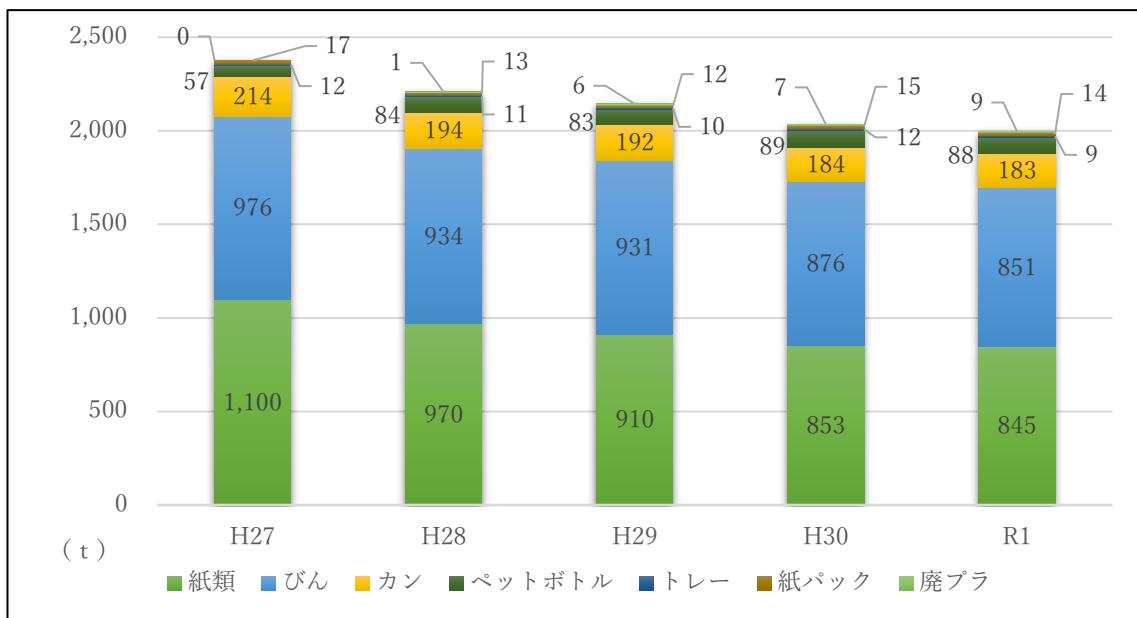
平成28年度からは、実証事業として容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の回収を開始し、安定的な回収に努めています。

種類別では、ペットボトルを除くすべての品目が減少傾向にあり、特に紙類の減少幅が大きくなっています。

表3-9 資源ごみ量の推移（年度）

（単位：t）

種 別	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市収集	紙 類	1,089	959	899	843
	び ん	368	287	276	156
	カ ン	148	120	116	114
	ペ ットボ ドル	57	84	83	89
	ト レ ー	12	11	10	11
	紙パック	17	13	12	15
	廃 プ ラ	—	1	6	7
	計	1,691	1,475	1,402	1,338
一般搬入	び ん	34	33	32	31
	カ ン	49	44	46	42
	計	83	77	78	73
許可業者	紙 類	11	11	11	11
	び ん	574	614	623	586
	カ ン	17	30	30	28
	計	602	655	664	625
合 計	紙 類	1,100	970	910	853
	び ん	976	934	931	876
	カ ン	214	194	192	184
	ペ ットボ ドル	57	84	83	89
	ト レ ー	12	11	10	12
	紙パック	17	13	12	15
	廃 プ ラ	—	1	6	7
	計	2,376	2,207	2,144	2,036
					1,999



種類別資源ごみ量の推移（図3-7）

### 3.4.6 粗大ごみ

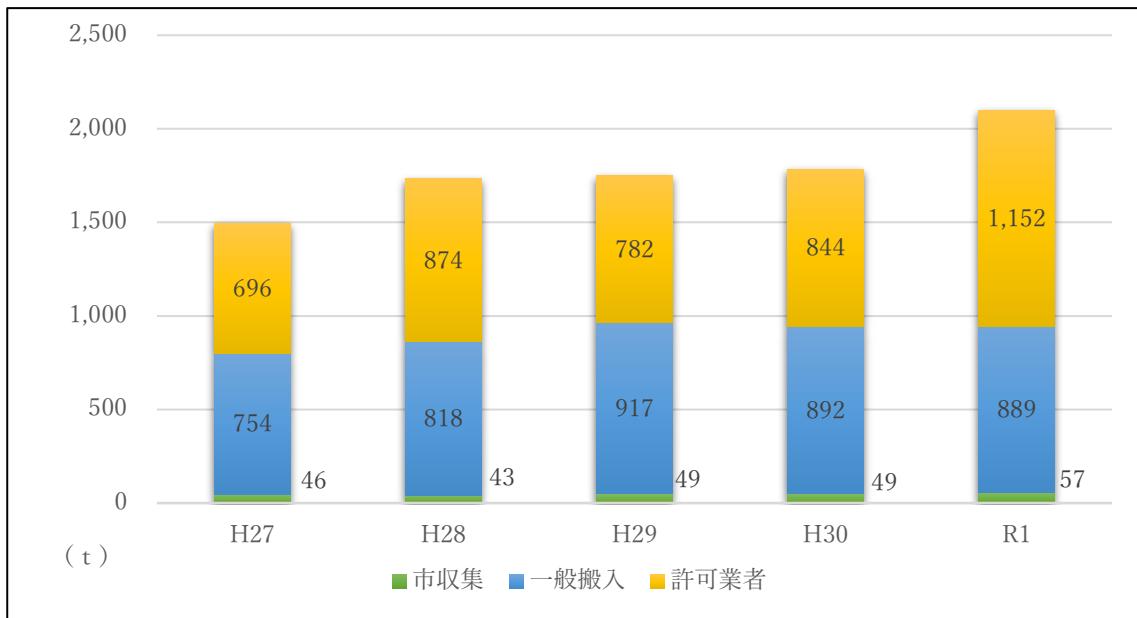
粗大ごみ量の推移は、表3-10及び図3-8に示すとおりです。

粗大ごみの総排出量は増加傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると40.2%増加しています。

表3-10 粗大ごみ量の推移(年度)

(単位: t)

種別		H27	H28	H29	H30	R1
市収集	可燃	29	29	32	32	39
	不燃	17	14	17	17	18
	計	46	43	49	49	57
一般搬入	可燃	682	730	827	790	772
	不燃	72	88	90	102	117
	計	754	818	917	892	889
許可業者	可燃	695	873	781	843	1,152
	不燃	1	1	1	1	0
	計	696	874	782	844	1,152
合計	可燃	1,406	1,632	1,640	1,665	1,963
	不燃	90	103	108	120	135
	計	1,496	1,735	1,748	1,785	2,098



粗大ごみ量の推移 (図 3-8)

### 3-5 可燃ごみの性状

ごみの性状は、表 3-11、図 3-9、図 3-10 及び図 3-11 に示すとおりです。

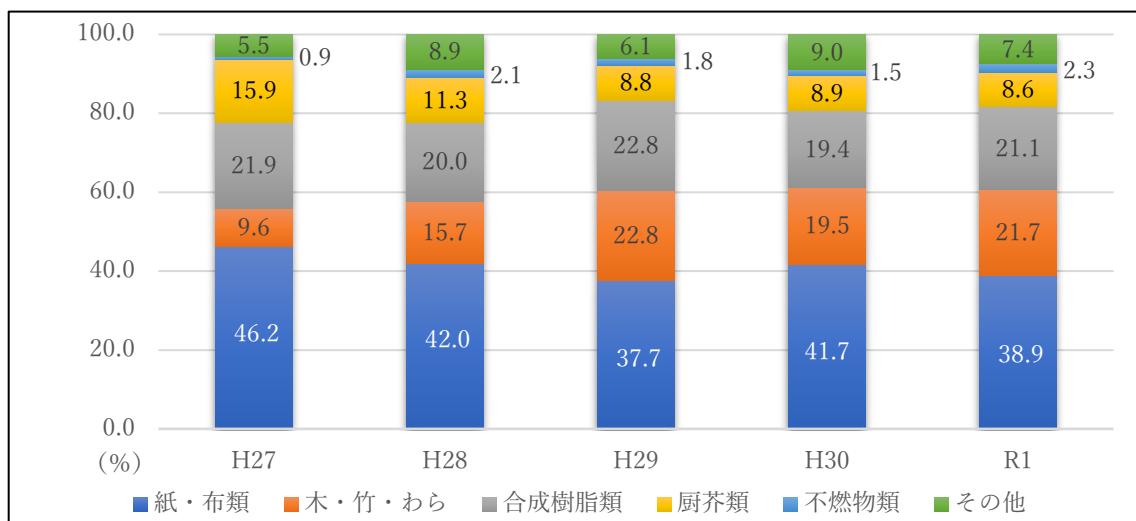
ごみ質の分析は、環境美化センターにおいて年4回、ごみピットから採取したごみについて実施しています。ごみの組成については、紙・布類の割合が減少しており、ごみの三成分については、水分が減少傾向となっています。

なお、水分の減少は、焼却炉に対する負荷の軽減に寄与するものです。

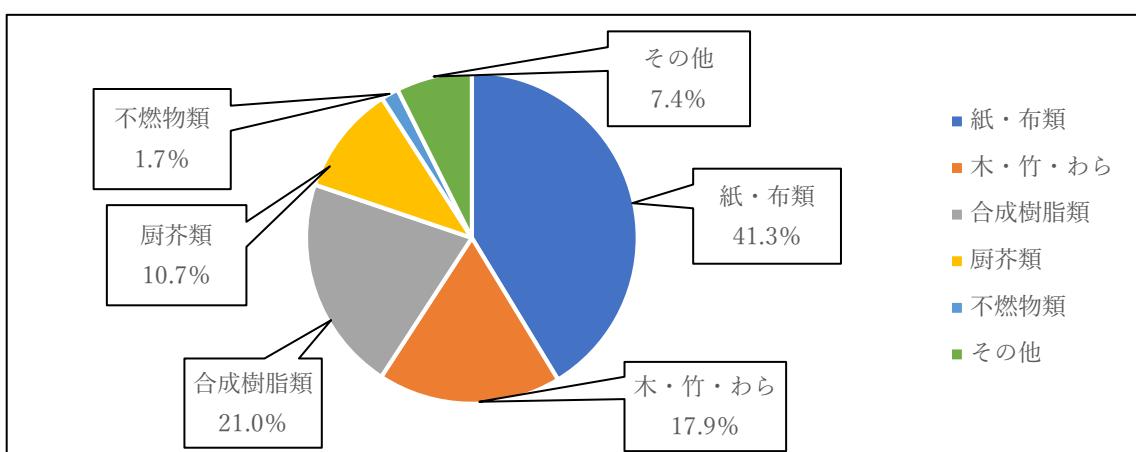
表 3-11 ごみの組成及び三成分の推移(年度)

(単位: %)

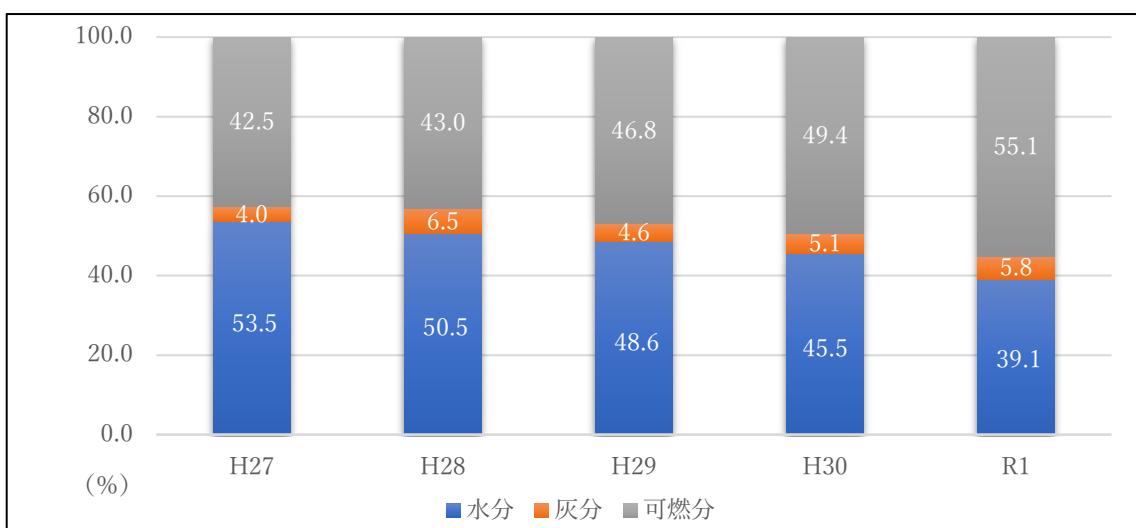
分析項目		測定年度	H 2 7 (平均値)	H 2 8 (平均値)	H 2 9 (平均値)	H 3 0 (平均値)	R 1 (平均値)	5か年 平均値
ごみの種類組成	紙・布類	46.2	42.0	37.7	41.7	38.9	41.3	
	木・竹・わら	9.6	15.7	22.8	19.5	21.7	17.9	
	合成樹脂類	21.9	20.0	22.8	19.4	21.1	21.0	
	厨芥類(生ごみ類)	15.9	11.3	8.8	8.9	8.6	10.7	
	不燃物類	0.9	2.1	1.8	1.5	2.3	1.7	
	その他	5.5	8.9	6.1	9.0	7.4	7.4	
ごみの三成分	水分	53.5	50.5	48.6	45.5	39.1	47.4	
	灰分	4.0	6.5	4.6	5.1	5.8	5.2	
	可燃分	42.5	43.0	46.8	49.4	55.1	47.4	



ごみ組成の推移 (図 3-9)



ごみ組成の5か年平均 (図 3-10)



ごみの三成分の推移 (図 3-11)

### 3-6 ごみの減量・再資源化の実績

#### 3.6.1 減量化の実績

ごみの減量化の施策として、家庭用生ごみ処理容器等の設置に対し補助金を交付し、普及を図ることによって、減量化を推進しています。

家庭用生ごみ処理容器等の設置状況は、表3-12に示すとおりです。

表3-12 家庭用生ごみ処理容器等の設置状況 (単位:戸、件数)

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
世 帯 数	35,246	35,308	35,285	35,292	35,390
コンポスト 容器	設置世帯数	24	15	13	15
	累計 (H5~)	878	893	906	921
	設置数	29	22	20	26
	累計 (H5~)	1,133	1,155	1,175	1,201
電動式 生ごみ処理機	設置世帯数	12	9	5	9
	累計 (H9~)	797	806	811	820
	設置数	12	9	5	9
	累計 (H9~)	797	806	811	820
設置世帯数累計	1,675	1,699	1,717	1,741	1,760

※ 設置世帯数及び設置数については重複分を加味することなく、延べ数として記載

(資料:住民基本台帳、世帯数は各年度末(3/31時点))

#### 3.6.2 再資源化の実績

ごみの再資源化については、御石ヶ沢清掃工場に搬入されたごみから、カン、金属類を選別、抽出し再資源化してきました。その後、平成2年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、平成5年度から紙類、平成8年度から容器包装リサイクル法に基づくびん及びカンの分別収集、平成10年度からペットボトル、トレー及び紙パックについて、スーパー等の店頭における拠点回収、平成27年10月からペットボトルの分別収集、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づく使用済小型家電の公共施設等における拠点回収を開始し、再資源化しています。また、平成28年12月からは、廃蛍光管拠点回収事業を市内5か所のコミュニティセンターで実証事業として開始し、平成29年7月にはさらに回収施設を10か所に増やし本格実施とともに再資源化に努めています。

平成15年度からは、古紙の回収日を月1回から月2回に増やし、さらなる再資源化を推進しております。また、環境美化センターでは一般搬入されたごみのうち、紙類を選別、抽出し再資源化を行っています。

再資源化の状況は、表3-13に示すとおりです。

表3-13 再資源化の状況（年度）

(単位: t)

区分		H27	H28	H29	H30	R1
収集・搬入	紙類	1,100	970	910	853	845
	紙類（美化センター）	11	10	12	14	25
	びん	956	937	917	886	824
	カン	157	143	145	140	134
	金属・鉄くず類	451	335	373	389	436
	ペットボトル	57	84	83	89	87
	トレー	12	11	10	12	9
	紙パック	17	13	12	15	14
	乾電池	10	11	11	10	12
	廃蛍光管（水銀使用廃製品）	—	3	6	4	7
合計		2,771	2,517	2,479	2,412	2,393

※表3-9との相違点は、表3-9は収集量を示しており、上記表は処理量となっている。

### 3.6.3 資源ごみ集団回収の状況

平成2年度から実施している資源ごみ集団回収奨励事業については、令和元年度は103団体が資源回収を実施しました。回収の対象品目は、紙類、びん、カン、金属類、古布及びペットボトルで、対象品目回収量当たりの報償金額は、5.0円/kgとなっています。

集団回収の団体数及び回収量の状況は、表3-14及び表3-15に示すとおりです。

表3-14 資源ごみ集団回収団体の状況（年度）

(単位: 団体)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
町内会	27	26	26	25	25
子供会	24	21	19	21	15
女性の会	4	8	7	4	4
老人会	4	7	8	5	5
学校PTA	5	5	6	4	4
その他	46	43	45	52	50
団体 計	110	110	111	111	103

表3-15 資源ごみ集団回収事業の状況（年度）

(単位: t)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	684	612	539	460	425
びん	0	1	1	0	0
カン	22	21	19	16	16
金属・鉄くず類	19	19	16	15	13
その他	5	6	5	6	5
回収量合計 (t)	730	659	580	497	459
報償金 (円/kg) 単価	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
報償金 (千円) 計	3,649	3,296	2,896	2,485	2,296

※その他は、古布、ペットボトル

### 3-7 ごみ処理の課題

#### 3.7.1 前計画の検証

前計画では、「ごみ排出量の削減」、「循環型社会形成の推進」、「市民・事業者との協働」を基本理念に掲げ、もえるごみの減量をはじめ、廃棄物の発生を抑制するとともに、再生可能な資源をできる限り利用するなど、市民、事業者及び行政の協働をキーワードに、環境に配慮したごみ処理体制の構築、循環型社会の実現を目指し、また、取組を把握するための参考指標として、「ごみ排出量の予測」を設定し、進捗を確認してきました。

しかしながら、ごみ総排出量はほぼ横ばい傾向の中、リサイクル可能な資源ごみ量が減少し、可燃不燃問わず粗大ごみ量が増加傾向にあります。

ごみの減量に向けては、リサイクルを推進していくとともに、後述するごみ処理の今後の課題に記載される分野について、より強化していくことが重要です。

#### 3.7.2 ごみの現状

昭和30年代後半の国内事情は、高度経済成長期における家電の急速な普及、さらにその後のスーパー・マーケットやコンビニエンスストアの登場による販売方式・消費行動の変化などにより、使い捨て商品の増加など利便性の追求による国民のライフスタイルが大きく変革し、その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、生活を豊かにする反面、ごみの量は急激に増大し、不法投棄などの不適切な処理が増え、公衆衛生は悪化する一方となりました。

本市においても、昭和29年に「伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和29年伊東市条例第310号）」を制定し、現在に至るまでにステーション方式による定時収集の実施や資源ごみの集団回収事業、不燃ごみの4種分別など、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。さらに、全国的に増加するごみ量に対する廃棄物問題を背景に公布された容器包装リサイクル法を受け、本市のごみ処理量も増加傾向にあったことから、びんの色別収集やカンのコンテナ収集、さらにはペットボトル、トレー、紙パックの店頭回収を開始するなど、各種ごみのリサイクルに取り組んできました。

### 3.7.3 ごみ処理の今後の課題

#### 1 排出抑制及び再資源化における課題

##### (1) ごみの水分量（家庭系・事業系ごみ）

環境美化センターで処理するごみの三成分（水分、灰分、可燃分）の推移でみると、平成27年度のごみ全体に占める水分量が53.5%となり、総量の半数以上を水が占める結果となりました。令和元年度において、その水分量が全体の39.1%と減少したものの、5か年平均では47.4%と総量の半数近くであり依然として高いことから、水分量削減に向けた効果的な取組を行っていく必要があります。

##### (2) 食品ロスの削減

環境美化センターで処理する可燃ごみの組成（紙・布類、木・竹・わら、合成樹脂類、厨芥類（生ごみ類）、不燃物類、その他）の推移でみると、平成27年度の厨芥類が全体の15.9%であったのに対し、令和元年度には8.6%と減少しております。

平成5年4月に「伊東市家庭用生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱（平成5年伊東市告示第62号）」を制定し、食品残さを発生させないライフスタイルを推進するとともに利用促進の啓発に努めておりますが、新規設置については減少傾向にあります。そのため、生ごみ処理容器等の設置については、市内販売店と連携した対策を行っていく必要があります。

また、食品残さの多くは事業系ごみとして排出されることも多いため、観光都市でもある本市としては、宿泊施設、飲食店及び小売業等と連携して食べ残しや売れ残り対策を図っていくことが重要となります。

##### (3) 資源化可能な紙類・古着等

環境美化センターで処理するごみの組成の推移でみると、紙・布類の5か年平均が41.3%と総量の4割以上を占めていることから、もえるごみとして排出している多くの市民に対し分別排出の徹底に向けた啓発を行うとともに、特に古着や古布については、市民にとってリユース、リサイクルしやすい環境を整備していく必要があります。

##### (4) プラスチックごみ

容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装における本市の取組としては、実証事業として平成29年からモデル地区において週1回の分別収集を行っており、さらには順次対象地区を拡大するなど、プラスチック製容器包装の資源化に取り組んでおりますが、環境美化センターで処理するごみの組成の推移でみると、合成樹脂類（プラスチックごみ等）における比率が平成27年度と令和元年度を比較しても横ばいとなっているため、家庭から排出されるプラスチックごみに対し、排出抑制から資源化等様々な取組の検討をしていく必要があります。

また、容器包装リサイクル法による現行の制度下においては、収集運搬や選別、保管を担う行政の負担が大きくなることが想定されることから、国内外の動向も注視し、排出状況やコスト等の観点を踏まえた上で、今後の全市収集に向けて、効率的な収集運搬体制はもとより現在の中間処理施設の拡大や機器整備等の課題に

取り組み、早期実現を目指していく必要があります。

さらに、「持続可能な開発目標」（S D G s）に掲げ国際的な課題となっている地球温暖化や海洋汚染対策の観点から、海洋プラスチックごみの削減策として、静岡県においては、「海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動※注1」を展開し、海洋プラスチックごみを減らす取組を実施していることから、本市においても静岡県の取組に積極的に参画し、市民に対して海洋プラスチックごみ減少に資するよう啓発活動を行っていくとともに、出前授業等による環境教育に注力していく必要があります。

※注1 「海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動」とは、静岡県が推進している海洋プラスチックごみを減らすための運動で、従来の Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 R に、新たに 3 つの R、Refuse（リフューズ）、Return（リターン）、Recover（リカバー）を加えたものです。6 R の意味は次のとおり。

Reduce：マイバッグを常に持ち歩く、マイボトルを持つ など

Reuse：詰め替え容器を使う、クリーニングハンガーを店に戻す など

Recycle：市町のルールに従って分別する、資源回収に出す など

Refuse：レジ袋・使い捨てスプーン・過剰な包装等は断る など

Return：店頭回収を利用する、外出時のごみを持ち帰る など

Recover：清掃活動に参加する、落ちているごみを拾う など

## （5）資源ごみ

本市においては、資源化可能な紙類以外にも再資源化が可能な品目として「びん、カン、金属・鉄くず類、ペットボトル、トレー、紙パック、乾電池、蛍光管」を収集し、再資源化に取り組んでいます。人口の減少に伴って、再資源化量も年々減少しており、さらなるごみの減量に向けては、プラスチックごみ同様に中間処理施設の処理能力や新規更新等も勘案しながら分別品目の追加を検討していく必要があります。

また、資源ごみであるカンの一部には、ガスカートリッジ・スプレー缶など爆発性を有する危険なごみもあり、ごみの収集や分別時の職員のけが、車両の爆発等の危険性があることから、市民への適切な排出方法の啓発が必要となっています。

さらに、資源ごみの再資源化の促進事業として、平成 2 年度から資源ごみ集団回収奨励事業を開始し、集団回収を実施している団体に対して報償金の交付を行うことにより、リサイクルを図っています。しかしながら、こうした再資源化可能な資源化物の処理費用は海外諸国の動向等の影響も受ける中、価格の変動が非常に著しいことから、今後の回収事業を推進していくためには報奨金制度のあり方も含め、検討をしていく必要があります。

## （6）粗大ごみ・使用済電子機器類

粗大ごみについては、一般的な可燃ごみや資源ごみが減少傾向にある反面、可燃及び不燃の両方で総排出量が増加していることから排出抑制が必要となっています。まだ使えそうなものを粗大ごみとして出さず、誰かに譲り渡すことで資源の有効活用となりリユースの促進となります。

また、平成 10 年 6 月に公布され、平成 13 年 4 月から本格施行された「特定家

家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)や平成24年8月公布、翌年4月施行の小型家電リサイクル法により、法律によって分別やリサイクルの取組の強化が定められ、ごみ処理費用がさらに増大していくことが懸念されています。

こうした粗大ごみや使用済電子機器類の中にはまだ十分使用可能なものもあるため、資源の循環利用の推進に資する取組を構築する必要があります。

## 2 ごみ処理体制

### (1) 収集運搬体制

現在の収集運搬体制としては、可燃ごみは週3回、紙類及びペットボトルは月2回、カン及びびんは年間約15回、金属類は年間約12回、われもの・乾電池類は年間約6回の収集を実施しております。現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としますが、プラスチック製容器包装をはじめとする新たな品目の収集を念頭に置いて調査・研究を行っていく必要があります。

また、平成11年度から現業職員の退職者に対する補充がない中、業務の効率化を図りながらごみ収集業務を担ってきましたが、職員数の減少、また、行政改革を推進する観点からも平成27年10月から第5地区(対島地区)を、平成31年4月から第4地区(小室地区)の一般廃棄物収集運搬業務を一般廃棄物協同組合に委託しており、安定した収集運搬体制の構築に努めてきました。今後も市民にとって安定的な収集環境が提供できるよう人員の確保に取り組んでいく必要があります。

### (2) 容器包装廃棄物の収集運搬

ペットボトルやトレー、牛乳パックなどの容器包装廃棄物については、市内スーパー等協力店の店頭や生涯学習センター等での拠点回収を実施しています。また、ペットボトルについては拠点回収を継続しつつ、平成27年10月からごみステーションでの収集を開始しました。

さらなる再資源化を推進するためにプラスチック製容器包装の収集を平成29年1月から玖須美区の一部地域で実施し、現在に至っております。今後の全市収集に向けては、処理施設及び機器の整備に加え、収集運搬体制についても検討していく必要があります。

### (3) ごみステーションの設置

ごみステーションは、1ステーション当たり約20世帯の利用を基本としています。ごみステーションの新設や移動等については、地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、地域住民が安全で衛生的な管理を行うよう求める必要があります。

### (4) 医療系廃棄物の収集・運搬

病院や診療所等の医療機関から排出される医療系廃棄物は、環境省が定めた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成30年3月改訂)」により、排出事業者の責任において処理することとなっており、その収集及び運搬についても、排出事業者が許可業者に委託することとなっております。医療系廃棄物の中には、感染性の有無や収集及び運搬時の安全性等、判断が難しい場合があるため、

排出事業者及び許可業者と共に通の認識を持つとともに、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努める必要があります。

また、在宅医療により家庭から排出される在宅医療廃棄物は、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会作成の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に沿った中で、市町村が一般廃棄物として収集、運搬及び処理することとなりますが、注射針等の鋭利なものは感染性廃棄物として、排出者が医療機関等へ持ち込むこととなっております。在宅医療廃棄物の中には、鋭利、非鋭利の判断や、医療機関へ持ち込むことができない鋭利なものの取扱い等、判断が難しい場合があるため、医療関係機関等と連携を図りながら適正な処理に努めるとともに、排出方法について市民に対し周知する必要があります。

#### (5) 別荘分譲地の収集・運搬

本市で多く抱える別荘分譲地のごみ収集については、昭和48年以降「伊東市開発行為等の適正化に関する指導要綱（昭和48年伊東市告示第61号）」により、原則として事業者の自己処理としておりますが、定住する住民が多くなったことから、分譲地の住民の生活から排出されるごみ処理の適正化を図り、住民の利便と環境美化を推進することを目的として、平成7年に「分譲地等のごみの収集移管及び収集費用助成に関する要綱（平成7年伊東市告示第39号）」を制定しました。

その後、さらなる定住率の増加などを背景に、市の直接収集や費用助成等の見直しに関する要望が出されたことから、これらの要望に対応するため、平成21年には補助基準の見直しを含めた同要綱の一部改正を行いました。

現在、同要綱に基づき運用を行っておりますが、今後の分譲地等の定住率の増減状況を注視し、適切に対応していく必要があります。

#### (6) 中間処理施設の整備

##### ア 可燃ごみ処理施設

昭和59年から焼却稼働を開始した環境美化センターは、ダイオキシン類の抑制を図る必要性から排ガス処理設備更新を目的とした基幹的施設整備を平成9年度から平成11年度までの3か年で行ったものの、施設の老朽化が著しく、補修費用も年々増加したことから、平成23年度から平成26年度までの4か年で更新改良整備を実施し、二基の焼却炉をはじめとする設備機器一式を更新しました。

現在、設備機器一式の更新から6年が経過し、施設の適切な維持管理に努めていますが、計画的な修繕・改修を行っていくには多額のコストを必要とします。

そのため、施設や設備の長寿命化を図っていくために効果的な施策を講じていくとともに、環境負荷への配慮も併せて推進していく必要があります。

##### イ 直接搬入に関する対策

環境美化センター及び御石ヶ沢清掃工場への廃棄物の搬入は、市の収集運搬車両、一般廃棄物収集運搬許可事業者のほかに、市内の多くの事業所や一般家庭からの直接搬入を受け付けています。施設内での事故防止のため交通整理に努め、廃棄物ストックヤードを確保して有効に使用するなどして混雑の解消を図るほか、引き続き一般廃棄物収集運搬許可事業者と搬入時間の調整を行い、円滑

な動線を確保する必要があります。

特に環境美化センターにおいては、ごみ処理の有料化以降、直接搬入車両が増加しており、また、更新改良整備事業に伴ってリサイクル棟ストックヤードが増設されたことから、直接搬入車両がさらに増加傾向にあります。

そのため、施設内において搬入車両が安全に廃棄物を排出できるよう、引き続き対策を講じていく必要があります。

#### ウ 再資源化処理施設の整備等

更新改良整備事業に伴い、環境美化センターに新設されたリサイクル棟では、ペットボトル及びトレーの再資源化処理を行っております。さらに、平成29年1月からは、玖須美区の一部地域においてプラスチック製容器包装の収集を開始し、再資源化に取り組んでおります。

今後は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減や海洋プラスチックごみ削減のため、全市的にプラスチック製容器包装の再資源化に取り組むとともに、処理施設の拡大や機器類の整備等行っていく必要があります。

#### (7) 最終処分場における課題

平成9年に供用を開始した管理型の最終処分場である御石ヶ沢最終処分場では、浸出水の適切な管理などにより環境保全に配慮するとともに、従前埋立て処分されていた焼却灰やガラスびん、蛍光灯をはじめとする水銀使用製品などは、焼却灰溶融固化処理委託やガラスびんの再商品化処理委託、使用済蛍光管等水銀使用製品運搬処分業務委託等の実施により、搬入量の抑制が図られております。

このため、引き続き、浸出水の適切な管理を行うとともに、御石ヶ沢最終処分場への搬入を抑制し、最終処分場の再生をはじめとした延命措置について検討していく必要があります。

また、海岸漂着物や大型動物の死骸等の取扱いについて、御石ヶ沢最終処分場での埋立処分以外の方法についても検討する必要があります。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 4-1 基本方針

これまで続けてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、地域における廃棄物処理に様々な課題をもたらすとともに、現在、地球規模での環境破壊や天然資源枯渇の問題にもつながっています。

そのため、廃棄の抑制と資源の循環的利用を実現する新しい社会システムの構築を目指し、循環型社会の形成を推進することが求められています。

#### 循環型社会形成推進基本法で定める「循環型社会」の定義（第2条抜粋）

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

本市でも、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、このような資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会を実現していかなくてはなりません。

以上のことから、今後のごみ処理については、本市のまちづくりの指針である「第五次伊東市総合計画」に即して進めていくとともに、循環型社会の形成のため、製品等が廃棄物等となることが抑制されることを優先して以下のとおり基本方針を定め、効率的な施策の推進を図っていきます。

#### ごみ処理基本計画基本方針

##### ① ごみの発生・排出抑制

廃棄物の発生及び排出を抑制し、環境に配慮した処理体制の構築

##### ② 循環型社会形成の推進

廃棄物を「燃やす、埋め立てる」から限りある資源を有効に利用するシステムの推進

##### ③ 市民・事業者との協働

市民や事業者との協働の推進

### 4-2 計画の目標

本計画の目標の基準年を令和元年度、目標年を計画最終年の令和12年度、中間年を令和7年度とします。

廃棄物の発生抑制（3R）が最も重要であること、再資源化が安定してきたこと、ごみの多くを可燃物が占めていることなどを踏まえて、本計画の目標を以下のように定めます。また、計画目標年次におけるごみ排出量の将来予測は表4-1に示すとおりです。

- 可燃ごみの総排出量を基準年（令和元年度）から目標年（令和12年度）までに4,7

- 61トン減らし、25,997トンとし、基準年比84.5%とします。
- 中間年では、28,121トン、基準年比91.4%が目安となります。

表4-1 計画目標年次におけるごみ排出量の将来予測 (単位: t)

項目	年度	令和元年度	令和7年度	令和12年度
	実績	目標値	目標値	目標値
市 収 集	可燃ごみ	6,522	5,963	5,513
	(一般可燃ごみ)	6,370	5,824	5,384
	不燃ごみ	196	179	166
	埋立ごみ	70	64	59
	資源ごみ	1,177	1,076	995
	計	7,965	7,282	6,733
	1人1日平均(g)	322	313	307
一般 搬 入	可燃ごみ	4,740	4,334	4,006
	(一般可燃ごみ)	2,833	2,590	2,395
	不燃ごみ	337	308	285
	埋立ごみ	115	105	97
	資源ごみ	76	69	64
	計	5,268	4,816	4,452
許 可 業 者	可燃ごみ	19,496	17,824	16,478
	(一般可燃ごみ)	18,226	16,663	15,405
	不燃ごみ	222	203	188
	埋立ごみ	224	205	189
	資源ごみ	746	682	631
	計	20,688	18,914	17,486
一般搬入+許可業者 計		25,956	23,730	21,938
種 別 合 計	可燃ごみ	30,758	28,121	25,997
	(一般可燃ごみ)	27,429	25,077	23,184
	不燃ごみ	755	690	639
	埋立ごみ	409	374	345
	資源ごみ	1,999	1,827	1,690
	合計	33,921	31,012	28,671
	1人1日平均(g)	1,360	1,332	1,308
人口予測		68,150人	63,811人	60,041人

※ごみ排出量の将来予測については、トレンド法による。

※人口予測については、人口ビジョンによる。

※一般可燃ごみとは、可燃ごみから可燃粗大ごみや産廃（木くず、紙くず、繊維くず）等を除いた可燃ごみのことで、可燃ごみの内数である。

※第4地区及び第5地区の収集委託分は、許可業者に計上している。

#### 4-3 計画における施策

##### 4.3.1 ごみの発生・排出抑制

ごみの発生・排出抑制を進めるためには、市民・事業者・行政が製品の生産から流通、消費及び廃棄のそれぞれの段階において、資源や環境への負荷について配慮することが必要です。今後は、SNS等の新たな情報媒体も積極的に活用しながら、市民・事業者への情報提供、意識啓発を行うとともに、学校教育や生涯学習の場を通じて、より幅広い世代へのごみに関する意識向上を図ります。

具体的施策	内 容
水切りダイエット	生ごみの減量のため、生ごみの水切り方法や水切りグッズの紹介などについて、ホームページ、広報紙等で啓発を実施していく。
食品ロスの削減	食品ロスは、宿泊施設や飲食店等から多く排出されることが多いため、事業所と連携し食べ残し対策を講じていく。
家庭用生ごみ処理容器の普及拡大	家庭での生ごみの自己処理を促進するため、家庭用生ごみ処理容器の普及に関し、補助を行うとともに効果的な啓発を実施していく。
My 製品の持参	スーパー等でレジ袋の使用を抑制するためのマイバッグ、割り箸自粛のためのマイ箸、飲料容器削減のためのマイボトルの持参を積極的に呼びかける。
環境教育の推進	ごみの排出抑制への理解を深めるため、学校や市民団体に対し、出前講座等の環境教育を通じて、ごみに関する情報共有と意識向上を図っていく。
各種イベントでの取組	ごみゼロ運動において、地球規模で問題となっている海洋環境の汚染について参加者と協働して防止活動に取り組んでいくとともに、プラスチック製品等の使い捨て容器などの排出抑制を推進する。 ごみフェスティバルや市内で開催されるイベントにおいて、主催者や参加者に対し 6R を推奨し積極的に呼びかけることで、ごみ減量啓発を推進していく。
不燃ごみ処理手数料の導入	家電リサイクル法や小型家電リサイクル法により、分別やリサイクルの取組の強化が求められたことから、処理費用が増大していくことが懸念されるため、不燃ごみに関する家庭系一般廃棄物処理手数料の導入について、近隣市町村の動向を注視しながら調査・研究していく。
事業者への取組及びごみ処理手数料の適正化	家庭ごみ同様多くのごみを排出する事業者に対しては、商工会議所等の商工団体と協働して、ごみの分別の徹底及び再資源化を図っていくとともに、事業系一般廃棄物手数料について、近隣市町村の手数料を把握し、常に適正な料金設定であるか確認し、必要に応じて見直しを行っていく。

#### 4.3.2 ごみの資源化

市民・事業者に対し、資源分別の意識啓発や指導を行うとともに、リサイクルの推進を図り、新たな品目については資源化ルートの調査、研究を行います。

具体的施策	内 容
古紙の分別	古紙の資源化を推進するために、市民に対し、ごみ・資源収集カレンダーやホームページ・広報紙等で古紙の分別の徹底について周知していく。
古着等の分別	古着等のリユース・リサイクルを推進するため、拠点回収・特別回収を含め、市民にとって排出しやすい環境の整備を行っていく。 幼稚園・保育園における古着等の拠点回収に加え、小学校や中学校等にも拡大することにより、義務教育期の児童・生徒に対するリサイクルへの意識向上を図っていく。
小型家電リサイクルの推進	使用済小型電子機器に使用されているレアメタル等の資源化を推進するため、市内の公共施設において回収ボックスを設置し、ノートパソコン、携帯電話等の回収を推進する。
ペットボトル及びプラスチック製容器包装におけるリサイクルの推進	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、プラスチック製容器包装のさらなる再資源化を推進していくとともに、効率的な収集運搬・処理体制の構築を図っていく。
資源ごみ集団回収	主たる構成団体である子供会の担い手不足や減少、また資源化物の価格変動などを背景に回収量が減少しているため、報奨金制度の見直しを図るとともに積極的に広報し、新規団体登録につなげ、活動の活性化を推進していく。
焼却灰の溶融固化処理	焼却灰の溶融固化処理により、100%資源化を継続していく。

#### 4.3.3 収集運搬計画

ごみの量やごみステーションの変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じ、適正かつ効率的な収集運搬体制の確保を図ります。また、廃棄物の適正処理について、市民・事業者への情報提供や指導を徹底し、環境美化やマナーフェスティバルでの啓発も進めていくものとします。

具体的施策	内 容
収集運搬体制の確保	ふれあい収集（高齢者ごみ出し困難者支援策）、粗大ごみ福祉収集事業を充実させていくとともに、市民ニーズを的確に把握し、サービスの向上に努める。
ごみステーションの管理	地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、地域住民が清潔で衛生的な管理を行うよう指導していく。また、資源ごみ持ち去り防止のため、ごみステーションの散乱ごみ対策とともにパトロールを充実させる。

動物の死骸対策	公共区域における犬・猫等の小動物のほか、鹿などの大型動物の死骸の回収を速やかに実施し、清潔な道路環境づくりに努める。
低公害車の導入促進	ごみ収集車の排気ガスに含まれる有害物質の低減を図るため、民間事業者とともに低公害車による収集を促進し、大気汚染防止を図っていく。

#### 4.3.4 中間処理施設計画

市内において排出されるごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、計画的な施設の運営管理を行い、機能の維持保全及び延命化を図ります。

具体的施策	内 容
適正な運転管理	ダイオキシン類などの大気汚染物質の定期的な測定を実施し、発生抑制に努める。 ごみ減量化施策に伴う焼却量の減少により、適正な稼働体制を構築し、安定的なごみ処理を行っていく。
処理施設の整備及び更新	今後の維持・整備計画により、施設の設備や機器の修繕・補修等を行い、予防保全を図っていく。 ごみの品目や収集運搬体制、市民のリサイクルに関するニーズ等に応じて、施設における設備や機器類の更新を検討していく。
周辺環境への配慮	各施設において適正な運転管理に努めるとともに、騒音等地域の生活環境に配慮した運営を行っていく。

#### 4.3.5 最終処分施設計画

清掃行政において、廃棄物の最終処分場はその最終点であり、最終処分場なくして適正な清掃行政はあり得ないことから、安定的な浸出水処理等適切な管理に努めるとともに、より一層のごみ減量・再資源化を推進することにより、最終処分場のさらなる延命化を図ります。

具体的施策	内 容
最終処分量の抑制	限りある最終処分場を長期にわたり利用していくために、さらなるごみの減量化施策により、長寿命化を図っていく。
飛散防止対策	埋立地の外に埋立ごみである一般廃棄物が飛散・流出しないよう覆土を行い、防止対策を図っていく。
悪臭発散対策	有機物がほとんどないため、悪臭の発生はあまり見込まれないが、覆土等により発生を抑え、発生するガスは堅型集排水管により発散させる。
浸出水処理施設の維持管理	施設の適切な維持管理に努めるとともに、設備の機能の状態を定期的に点検し、延命化に資する予防保全を図っていく。

浸出水の適正管理	地域の環境保全のため、処理水の水質が排水基準等に適合するよう適切な浸出水の管理に努め、基準値内での放流水の排出を行っていく。
----------	--

#### 4.3.6 その他の関連計画

その他、市民・事業者・行政が連携し、不法投棄対策や環境美化活動などを推進し、廃棄物の処理に係る環境負荷低減への責任に対する理解を促進するなど、循環型社会の構築を目指します。

具体的施策	内 容
不法投棄対策	不法投棄を防止するために日常的なパトロールを強化し、不法投棄しにくい環境づくりに努めていく。
美化活動の推進	空き缶等のポイ捨て防止や散乱ごみ対策に資する啓発事業を推進していく。 町内会や市民団体に対して積極的に交流を図り、密に連携して、ごみ減量に必要な情報共有を図っていく。
適正処理への指導	在宅医療に伴い排出される注射針等の処理に関しては、正確な情報と認識を持つことが必要なため、行政、医療関係機関等の関係者が連携を図りつつ、適正処理を推進していく。
災害廃棄物対策	災害発生後、市民が通常の生活環境を取り戻すことができるよう迅速な災害廃棄物の処理に努める。
広域連携の推進	環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減の観点から、廃棄物処理施設における広域的な連携による共同管理について検討していく。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 5-1 生活排水処理の現況

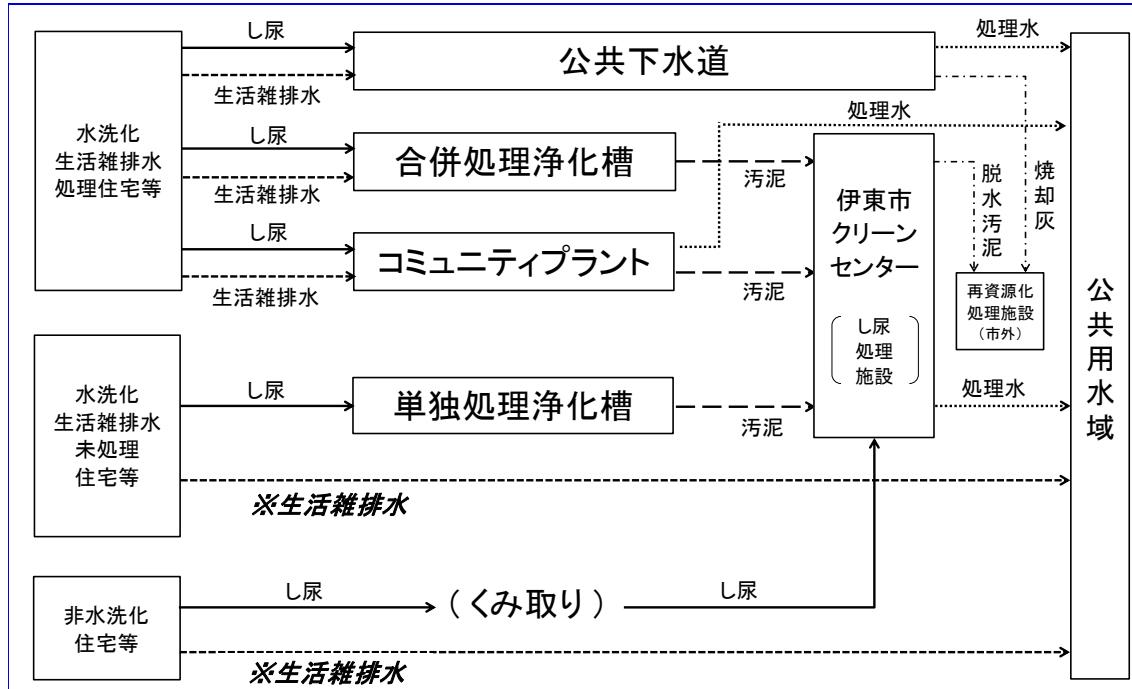
本市にある河川、海域における水質の現況や、生活排水処理施設とその形態別人口等について示します。

#### 5.1.1 生活排水処理の概要

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯等の日常生活からの排水のことを指し、このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水といいます。汚濁の負荷の割合としては、台所からの排水が約40%、し尿が約30%、風呂からの排水が約20%、洗濯からの排水その他が約10%となっており、公共用水域の水質保全のためには、これらの生活排水を適正に処理する必要があります。

本市における生活排水処理の流れは図5-1に示すとおりで、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道・合併処理浄化槽・コミュニティプラントと、し尿のみを処理する単独処理浄化槽、さらに、し尿を便槽に貯留し、分解処理せずにそのままくみ取る「くみ取り」に分類されます。

合併処理浄化槽・コミュニティプラント・単独処理浄化槽において分解処理され発生した汚泥やくみ取りされたし尿は、収集運搬業者によってし尿処理施設である伊東市クリーンセンターに運搬され、中間処理が行われます。また、合併処理浄化槽・単独処理浄化槽において発生した処理水は敷地内処理されますが、公共用水域へ放流される場合もあります。



※公共用水域に流れ込む生活雑排水が、水質汚濁の主な原因となっています。

図5-1 生活排水処理の流れ

### 5.1.2 水環境の現況

公共下水道の整備により伊東大川(2級河川)の水質状況は表5-1に示すとおりで、BOD値は公共下水道の供用開始当時の昭和49年より大幅に改善され、近年の過去5年間では0.9～1.3mg/Lで、水質環境基準以下を保っています。

また、市内北部を流れる3河川や伊東大川の支流(5支流)も公共下水道の整備により水質改善の傾向が見られています。

市内南部を流れる準用河川の富戸川、対島川、八幡野川や小河川と閉鎖水域の一碧湖を含む全31か所の水質状況の結果は、概ね良好な状況となっています。

しかし、生活雑排水等が公共用水域に流出していることに起因して、一部の小河川において一時的に水質が悪化している場合もあります。詳細については市ホームページにおいて公表しております。

なお、伊東港の水質状況は表5-2に示すとおりです。

表5-1 河川の水質測定結果(年度)

BOD 生物化学的酸素要求量								(単位:mg/L)
水域	類型	番号	測定地点	H27	H28	H29	H30	R1
伊東水域	河川A	040-01	八代田橋	1.3	0.9	1.1	0.9	0.9
伊東水域	河川B	041-01	渚橋	1.2	1.2	1.3	1.3	1.0

※水質環境基準 A類型(BOD 2mg/L以下) B類型(BOD 3mg/L以下)

表5-2 海域の水質測定結果(年度)

COD 化学的酸素要求量							(単位:mg/L)
測定地点	類型	H27	H28	H29	H30	R1	
伊東港港中央 N 34° 58' 24" E 139° 06' 13"	A	1.7	1.6	1.5	1.2	1.5	

※水質環境基準 A類型(COD 2mg/L以下)

(資料: 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課「大気汚染及び水質汚濁等の状況」)

### 5-2 生活排水処理の施設

本市における公共下水道や浄化槽等の処理施設の現状は、次のとおりです。

#### 5.2.1 公共下水道

中心市街地を流れる伊東大川の水質改善を図るために昭和49年度から伊東処理区の供用を開始し、さらに伊東大川上流部の宅地化による本市水道事業の取水口上流域で流入する生活排水対策として、平成17年度から荻・十足処理区の供用を開始しています。

下水処理場の放流水域は、伊東処理区の湯川終末処理場は、海(伊東港)であり、荻・十足処理区のかわせみ浄化センターは伊東大川の本市水道事業の取水口下流部となっています。

近年の状況は表5-3、5-4で、下水処理場の施設概要は表5-5、表5-6に示すとおりです。

表5－3 公共下水道整備状況（伊東処理区）

項目 年度	計画 面積 (ha)	下水道整備				水洗化普及		
		面積 (ha)	世帯 (世帯)	人口 (人)	整備率 (%)	世帯 (世帯)	人口 (人)	普及率 (%)
H27	720.9	494.1	12,479	24,161	68.5	10,068	19,275	80.7
H28		500.7	12,456	23,872	69.5	10,095	19,193	81.0
H29		503.7	12,401	23,508	69.9	10,156	19,221	81.9
H30		506.1	12,363	23,187	70.2	10,172	19,084	82.3
R1		507.7	12,352	22,886	70.4	10,224	18,985	82.8

表5－4 特定環境保全公共下水道整備状況（荻・十足処理区）

項目 年度	計画 面積 (ha)	下水道整備				水洗化普及		
		面積 (ha)	世帯 (世帯)	人口 (人)	整備率 (%)	世帯 (世帯)	人口 (人)	普及率 (%)
H27	143.9	86.2	1,623	3,473	59.9	1,304	3,058	80.3
H28		86.5	1,650	3,454	60.1	1,341	3,096	81.3
H29		86.5	1,657	3,433	60.1	1,360	3,118	82.1
H30		86.8	1,645	3,383	60.3	1,356	3,086	82.4
R1		86.8	1,642	3,347	60.3	1,365	3,083	83.1

表5－5 湯川終末処理場

計画 汚水量	・日平均汚水量 29,500 m <sup>3</sup> ／日 ・日最大汚水量 41,800 m <sup>3</sup> ／日 ・雨天時最大汚水量 150,300 m <sup>3</sup> ／日
処理方式	標準活性汚泥法
放流先	海（湯川 伊東港）



表5－6 かわせみ浄化センター

計画 汚水量	・日平均汚水量 1,400 m <sup>3</sup> ・日最大汚水量 1,700 m <sup>3</sup>
処理方式	オキシデーションディッチ法
放流先	2級河川 伊東大川 (鎌田 伊東市水道事業取水口下流部)



### 5.2.2 净化槽

単独処理浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）が改正され、平成13年4月1日から新設できなくなりましたが、法改正前に設置されたものが多く残つております、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切換えにより設置基数、処理人口ともに減少しています。

合併処理浄化槽については、住宅の新築や浄化槽の切換え等により設置基数、処理人口ともに増加しています。

近年の浄化槽の設置基数及び人口は表5-7に示すとおりで、合併処理浄化槽設置整備事業により補助を受けて設置された基数は表5-8に示すとおりです。

表5-7 本市における浄化槽の設置基数及び人口

項目 年度	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	
	設置基数	人口	設置基数	人口
H27	13,729基	29,427人	6,013基	14,141人
H28	13,595基	28,690人	6,160基	14,286人
H29	13,468基	28,011人	6,267基	14,347人
H30	13,337基	27,409人	6,376基	14,442人
R1	13,208基	26,772人	6,496基	14,534人

表5-8 補助を受け設置された合併処理浄化槽の基数

項目 年度	設置基数	累計基数
H27	19基	679基
H28	24基	703基
H29	21基	724基
H30	25基	749基
R1	26基	775基

### 5.2.3 コミュニティプラント

コミュニティプラントとは、市町村の下水道計画区域外において市町村が設置する小規模な下水処理施設のことです、本市で設置しているコミュニティプラントの概要は表5-9に示すとおりです。

表5-9 コミュニティプラントの概要

施設名	所在地	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	世帯数 (R1年度)
川奈地域污水処理場	伊東市川奈661番12	1,200	607
川奈奥水無田污水処理場	伊東市川奈1183番186	405	178
玖須美保代口污水処理場	伊東市玖須美元和田721番12	28	19

#### 5.2.4 中間処理施設

収集されたし尿及び汚泥の中間処理を行う伊東市クリーンセンターの概要については、表5-10に示すとおりです。本施設は無希釀で高度処理を行う環境対応型の施設です。

表5-10 伊東市クリーンセンター

処理対象物	し尿・汚泥
処理方法	高負荷膜分離方式
処理能力	96 kI/日
管理運営	直営
年間処理量	<ul style="list-style-type: none"><li>し尿 34 kI/年</li><li>浄化槽汚泥 27,153 kI/年</li><li>プラント汚泥 614 KI/年</li></ul>
放流先	海（宇佐美 相模湾）



### 5—3 生活排水の処理形態別人口

本市の過去5年間（平成27年度から令和元年度まで）における生活排水の処理形態別人口は表5-11に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽使用人口）は、令和元年度において約26,700人です。

表5-11 生活排水処理形態別人口

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
1 計画処理 区域内人口(人)	71,033	70,345	69,597	68,861	68,150	
割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
2 水洗化・生活 雑排水処理人口(人)	41,506	41,555	41,486	41,352	41,278	
割合(%)	58.4	59.1	59.6	60.1	60.6	
(1)公共下水道 人口(人)	22,333	22,289	22,339	22,170	22,068	
割合(%)	31.4	31.8	32.1	32.2	32.4	
(2)合併処理 浄化槽人口(人)	14,141	14,286	14,347	14,442	14,534	
割合(%)	19.9	20.3	20.6	21.0	21.3	
(3)コミュニティ プラント人口(人)	2,172	2,140	1,980	1,940	1,896	
割合(%)	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	
(4)集中汚水処理 浄化槽人口(人)	2,860	2,840	2,820	2,800	2,780	
割合(%)	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口(人) 【単独処理浄化槽】	29,427	28,690	28,011	27,409	26,772	
割合(%)	41.5	40.8	40.3	39.8	39.3	
4 非水洗化・ し尿収集人口(人) 【くみ取り】	100	100	100	100	100	
割合(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	

※計画処理区域内人口（行政区域内人口）は、各年度3月末の住民基本台帳人口です。

## 5-4 し尿・汚泥処理の現況

### 5.4.1 し尿・汚泥収集の状況

収集の範囲は、公共下水道整備区域内にも未接続による浄化槽があるため、本市全域を計画収集区域としています。

収集運搬は、許可業者がバキューム車により、し尿、浄化槽汚泥及びコミュニティープラント汚泥を収集し、伊東市クリーンセンターに運搬します。

### 5.4.2 し尿・汚泥処理の状況

伊東市クリーンセンターに運搬されたし尿・汚泥（浄化槽汚泥、コミュニティープラント汚泥）量は、表5-12に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の整備区域の拡張や人口減少等により、年々減少傾向となっています。

表5-12 施設別のし尿・汚泥量（年度）

（単位：kl）

搬入施設	し尿・汚泥の別	H27	H28	H29	H30	R1
伊東市クリーンセンター	し尿	34	14	13	21	34
	浄化槽汚泥	27,430	28,421	27,916	28,013	27,153
	コミュニティープラント汚泥	979	707	615	628	614

## 5－5 生活排水処理の課題

生活排水処理における主な課題は次のとおりです。

### 5.5.1 公共下水道における課題

#### 1 伊東処理区

- (1) 整備区域内の水洗化率は令和元年度において82.8%であり、依然として下水道未接続世帯が多く残っているため、公共下水道への接続を促進する必要があります。
- (2) 整備区域内の人口減少により、有収水量が減少し事業収益の確保が困難な状況にあります。下水道施設の持続可能な維持管理を継続するためにも、汚水処理費に要する適正な使用料設定を検討する必要があります。
- (3) 供用開始から約50年が経過し、施設の老朽化対策及び耐震化に多額の事業費を要します。中長期的な経営の安定化を図るために、投資の前倒しや平準化を考慮し、投資額が平均値に近づくよう検討する必要があります。

#### 2 萩・十足処理区

伊東市水道事業の取水口への生活雑排水の流入を軽減し、水質悪化を抑制するために整備されました。整備区域内の水洗化率は令和元年度において83.1%であり、依然として下水道未接続世帯が残っているため、公共下水道への接続を促進する必要があります。

#### 3 公共下水道汚泥の最終処分及び再資源化

現在実施している、セメント材料の一部として再資源化については、セメントの需要と供給がインフラ整備や経済状況に影響を受けやすいことから、安定的な再資源化を検討していく必要があります。

### 5.5.2 净化槽における課題

単独処理浄化槽の管理者に対しては、合併処理浄化槽との機能差の理解を図り、切換えを推奨するとともに、合併処理浄化槽の管理者も含めて、公共用水域の水質改善のため、法令等で定められている清掃、保守点検及び法定検査の定期的な実施を促進する必要があります。

特に、公共用水域に浄化槽処理水を放流する管理者に対しては、これらを徹底する必要があります。

### 5.5.3 コミュニティプラントにおける課題

本市のコミュニティプラントの処理人口は減少傾向にあるものの、公共用水域の水質改善には必要な施設です。施設の老朽化の進行を防ぎ、機能確保を図る必要があります。

### 5.5.4 し尿・汚泥処理における課題

#### 1 収集・運搬

収集運搬業務における安全、衛生については、収集運搬業者が常に細心の注意を払いながら業務を遂行する必要があります。

#### 2 中間処理

し尿及び汚泥の中間処理を行うクリーンセンターでは、供用開始から27年が経過し、適正な維持管理により機能確保を図ってきましたが、施設の経年劣化が問題となっています。また環境省の方針に従い、施設の広域化・集約化の推進について検討していく必要があります。

#### 3 最終処分及び再資源化

伊東市クリーンセンターにおいて汚泥濃縮処理を行った後に脱水した汚泥については、事業者への業務委託により焼却処理を行い、再資源化していますが、より効率的な再資源化について検討する必要があります。

### 5.5.5 家庭等における課題

家庭等の調理場からの調理くずや食器の汚れの排水については、公共用水域の水質や排水処理施設に対し負担をかけることから、これらの流出をできる限り抑制する必要があります。

## 5－6 生活排水処理基本計画

本市の良好な生活環境、特に快適な水環境を守るために、2級河川の伊東大川の環境保全とともに市内南部を流れる準用河川の富戸川、対島川、八幡野川や小河川と閉鎖水域の一碧湖の環境保全が欠かせません。

生活排水処理率は年々上昇しているものの、未だ一部の河川では生活雑排水等が公共用水域へ排水されています。

公共用海域の水質保全を図るために、計画的かつ継続的な生活排水対策が必要であり、生活排水処理に係る理念及び基本方針を定め、目標及び目標達成のための取組を示します。

### 5.6.1 理念及び基本方針

理念及び基本方針を、次のとおり定めます。

#### ○理念

#### 快適な水環境の向上と創造

#### ○基本方針

##### 公共用海域の水質保全

公共用海域の一層の水質保全を目的とした効率的な汚水処理施設の整備を促進します。

##### 生活環境の改善

公共下水道事業計画区域については、主に公共下水道の早期整備を促進します。公共下水道事業計画区域外については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

##### 循環型社会の構築

生活排水の処理については、汚泥の再資源化等の有効利用の各種方法を検討します。

## 5.6.2 目標の設定

### 1 目標とする生活排水処理率及び処理形態別人口

理念及び基本方針に基づき、目標とする生活排水処理率（計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合）を68.1%とします。また、今後の処理形態別人口の予測については、表5-13に示すとおりです。

目標とする生活排水処理率	68.1%
--------------	-------

表5-13 生活排水処理形態別人口の予測

年度 項目	R1 (実績)	R7 (中間目標)	R12 (目標年度)
1 計画処理 区域内人口(人)	68,150	63,811	60,041
割合(%)	100.0	100.0	100.0
2 水洗化・生活 雑排水処理人口(人)	41,278	41,031	40,898
割合(%) (生活排水処理率)	60.6	64.3	68.1
(1)公共下水道 人口(人)	22,068	21,678	21,357
割合(%)	32.4	34.0	35.5
(2)合併処理 浄化槽人口(人)	14,534	15,144	15,672
割合(%)	21.3	23.7	26.1
(3)コミュニティ プラント人口(人)	1,896	1,549	1,309
割合(%)	2.8	2.4	2.2
(4)集中汚水処理 浄化槽人口(人)	2,780	2,660	2,560
割合(%)	4.1	4.2	4.3
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口(人) 【単独処理浄化槽】	26,772	22,680	19,043
割合(%)	39.3	35.5	31.7
4 非水洗化・ し尿収集人口(人) 【くみ取り】	100	100	100
割合(%)	0.1	0.2	0.2

※集中汚水処理浄化槽とは、分譲地における集中浄化槽です。

※非水洗化・し尿収集人口は、近年の実績から増減なく推移するものとします。

## 2 し尿・汚泥処理量

し尿・汚泥処理量の予測については、表5-14に示すとおりです。人口減少等により、全体として減少傾向となります。

表5-14 し尿・汚泥処理量の予測

項目	年度	R1 (実績)	R7 (中間目標)	R12 (目標年度)
し尿(kl/年)	34	23	23	
浄化槽汚泥(kl/年)	27,153	24,825	22,856	
コミュニティプラント汚泥(kl/年)	614	543	459	

### 5.6.3 目標達成のための取組

各汚水処理施設の取組は、地域住民の理解と協力が必要となるため、生活排水処理に関する啓発を図ってまいります。

## 1 公共下水道の整備推進と接続の促進、汚泥の再資源化

### (1) 伊東処理区

伊東市汚水処理施設整備計画（アクションプラン）に基づき、下水道施設を早期概成するための整備区域として、川奈処理分区内の集合処理区域を公共下水道へ取り込むなど、効率的な下水道整備を進めます。

接続率の低い地区を重点的に、未接続世帯について、早期接続を図るよう接続促進を積極的に行います。

### (2) 萩・十足処理区

河川水質に影響を及ぼす大型集合住宅と分譲地等の人口集中地区の整備は概ね完了していますが、計画区域内には私道が多く存在するため、市民要望に柔軟に対応しながら、効率的な下水道整備を進めます。

供用開始した区域の未接続世帯について、早期接続を図るよう接続促進を積極的に行います。

### (3) 公共下水道汚泥の最終処分及び再資源化

湯川終末処理場における汚泥の焼却処理を継続して実施し、セメント材料の一部として再資源化を継続していきます。

## 2 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理に係る啓発

平成13年4月1日に浄化槽法が改正され、浄化槽を新設する際には合併処理浄化槽の設置が義務付けられましたが、法改正前の浄化槽の多くが単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽設置整備事業の継続により、合併処理浄化槽への切換えを促進します。

公共用水域の汚泥負荷を軽減するためには合併処理浄化槽の維持管理が重要であり、浄化槽の維持管理に関して権限のある県とともに浄化槽パトロールを実施する

ことや、収集運搬業者の浄化槽管理者への通知を活用した法定検査等の情報の発信により、適正管理に係る啓発を行います。

### 3 コミュニティプラントの延命化

本市のコミュニティプラントは3施設あり、施設整備（処理施設と管路施設）は完了していますが、コミュニティプラントの整備区域外において隣接する浄化槽の接続について、コミュニティプラントの能力、地域性や経済性等を考慮して検討します。

施設の適正な維持管理に努めるとともに、処理施設の延命化と公共下水道施設への統廃合について、経済性等を考慮して検討します。

### 4 し尿・汚泥の適正処理

#### (1) 収集・運搬

し尿・汚泥の収集・運搬については、収集運搬業者と本市が協力し、適正で効率的な収集運搬体制を維持します。

#### (2) 中間処理

伊東市クリーンセンターについては、合併処理浄化槽等で発生した汚泥が搬入されるため、汚泥処理機能を維持、継続します。

老朽化施設の延命化に必要な効果的な補修工事により機能維持を図るとともに、維持管理費の低減を目標とした整備計画の策定及び施設の広域化・集約化について検討します。

#### (3) 最終処分及び再資源化

現在、脱水汚泥については、事業者への業務委託により焼却処理後に石材資源化していますが、堆肥化等、他の再資源化の方法を検討し最終処分量の減少に努めます。

### 5 排水口からの汚濁原因物質の流出防止

公共下水道施設や浄化槽設備及びコミュニティプラント施設等に対する処理機能の負担軽減と維持管理費の軽減を図るため、調理場における調理くずや食物残さの回収、食器の汚れのふき取り、廃食油を排水口に廃棄しないことなどについて、市民や事業所等へ啓発を行います。

## 5-7 補足資料

### 1 し尿・汚泥処理量の実績と予測

項目	実績(年度)								予測(年度)								
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
し尿(kl/年)	34	14	13	21	34	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
浄化槽汚泥(kl/年)	27,430	28,421	27,916	28,013	27,153	26,584	26,235	25,884	25,532	25,180	24,825	24,434	24,041	23,647	23,253	22,856	
コミュニティプラント汚泥(kl/年)	979	707	615	628	614	642	621	601	581	561	543	525	507	491	474	459	
人口	し尿排出人口(人)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	浄化槽汚泥排出人口(人)	46,428	45,816	45,178	44,651	44,086	43,353	42,784	42,212	41,638	41,063	40,484	39,846	39,206	38,564	37,920	37,274
	コミュニティプラント汚泥排出人口(人)	2,172	2,140	1,980	1,940	1,896	1,833	1,773	1,714	1,657	1,602	1,549	1,498	1,448	1,401	1,354	1,309
排出原単位	し尿(L/人・日)	0.93	0.38	0.36	0.58	0.93	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	
	浄化槽汚泥(L/人・日)	1.62	1.70	1.69	1.72	1.69	1.68	1.68	1.68	1.68	1.68	1.68	1.68	1.68	1.68	1.68	
	コミュニティプラント汚泥(L/人・日)	1.23	0.91	0.85	0.89	0.89	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96	

- ・浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥及び集中汚水処理浄化槽汚泥を含んだもの
- ・排出原単位の予測は、平成27年度から令和元年度までの実績を平均したもの

### 2 令和元年度の集中汚水処理浄化槽人口の内訳

(単位:世帯、人)

分譲地の名称	世帯数	推計人口	分譲地の名称	世帯数	推計人口
宇佐美みのりの村	120	232	イトーピアー碧湖畔(第2イトーピア)	55	106
大和かどの台分譲地	130	251	イトーピアー碧(第1イトーピア)	270	521
いずみ台分譲地	44	85	伊豆急東大室分譲地	139	268
ダイワハウス川奈分譲地	103	199	ミサワホームプライムコミュニティ	40	77
富士急川奈分譲地	100	193	伊豆急城ヶ崎地区分譲地	314	606
伊豆急みずき台	55	106	伊豆急伊豆高原分譲地28次地区	42	81
住友不動産(一碧湖)	29	55	合計	1,441	2,780

- ・市内にある複数の分譲地に設置されている集中汚水処理浄化槽の人口を計上したもので、数値は環境課が調査した世帯数（広報紙の配布数等）に本市の令和元年度における1世帯当たりの人口（1.93）を乗じ、推計したもの

## 第6章 計画の進行管理

### 6-1 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、市民・事業者・行政の連携・協力は欠かせません。計画を策定した行政は、ごみの発生抑制や再利用の促進、または快適な水環境の創造と向上について、国や県、近隣自治体や関係各課と調整を図り、市民や事業者の理解と協力を得ながら、具体的な施策を着実に実施していく必要があります。

本市においては、市民・事業者・行政が積極的に意見交換を行い、連携体制を確立し、廃棄物のさらなる減量、再資源化を推進していきます。

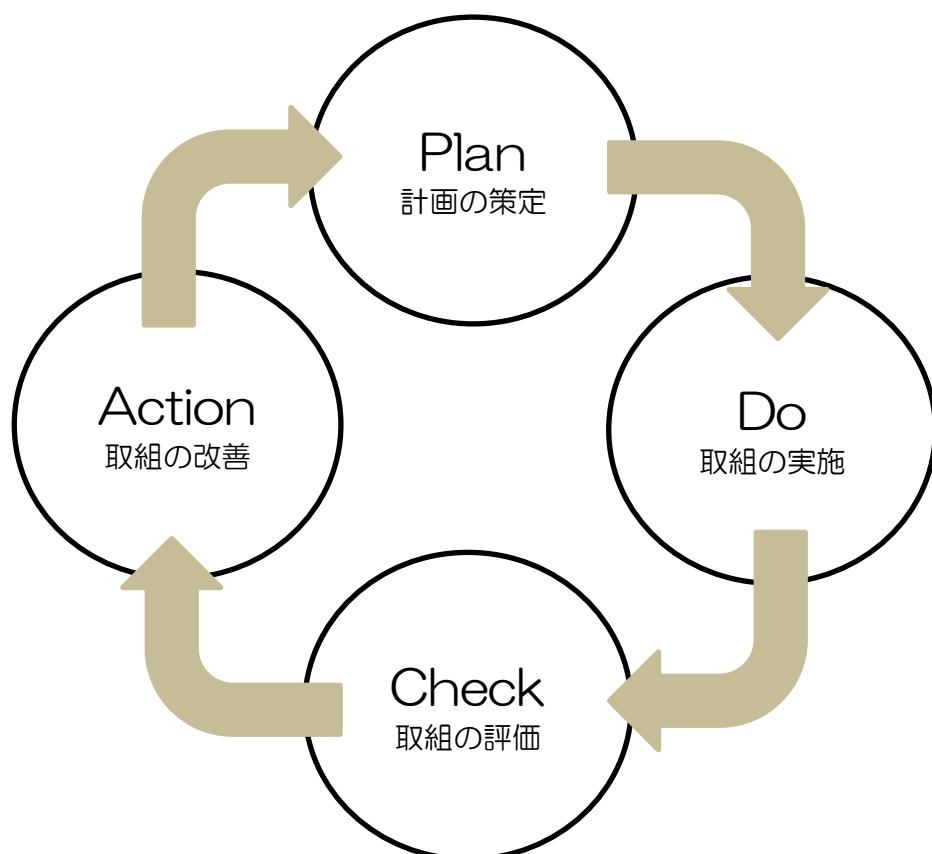
### 6-2 計画の進行管理

計画に示した具体的な施策を効果的に実施し、計画の実効性を確保するため、P D C Aサイクルの考え方に基づいた進行管理を図ります。

計画の進捗状況とごみ処理状況は、年度ごとに点検・評価し、結果に応じて具体的な施策の内容や進め方の改善を図るとともに、市民・事業者への公表を行っていきます。

さらに、計画期間の中間年度（令和7年度）には、計画の内容や具体的な施策の実施状況全般について、点検・評価し、必要に応じて見直しを図ります。

なお、国の施策や社会経済情勢など、計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合は、その都度見直しを行います。



## 伊東市一般廃棄物処理計画審議会委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	青木 敬博	伊東市議会議員	
2	四宮 和彦	伊東市議会議員	会長
3	伊代野 重之	伊東市環境衛生協会会長	
4	森 知子	伊東市女性連盟理事長	副会長
5	山田 幹久	伊東温泉旅館ホテル協同組合	
6	海老名 信梧	伊東商業協同組合理事長	
7	市川 正樹	伊東市商店街連盟会長	
8	佐藤 みつ子	伊東市市政モニター	
9	丹羽 忠昭	環境カウンセラー	

※順不動

### 伊東市一般廃棄物処理基本計画

編集・発行 令和3年3月  
伊東市 市民部 環境課  
〒414-8555  
静岡県伊東市大原二丁目1番1号  
Tel0557-32-1371  
Mail [kankyou@city.ito.shizuoka.jp](mailto:kankyou@city.ito.shizuoka.jp)